

PCT NEWSLETTER

－日本語抄訳－

2007年1月号

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。

新たな PCT 締約国（バーレーン）

バーレーン（国コード：BH）が2006年12月18日に加入書を寄託し、2007年3月18日からPCTに拘束されることとなります。2007年3月18日以降に出願された国際出願は自動的にバーレーンの指定を含むこととなります。

なお、バーレーンはPCT第64条(5)の規定に基づく宣言を行っています。

モンテネグロにおける PCT の適用

2006年6月3日にモンテネグロ共和国が独立したことを受けて、モンテネグロ（国コード：ME）は6月3日から引き続きPCTに加盟することを宣言しました。

同様に、パリ条約、ブダペスト条約、（その他の所定のWIPOが管轄する条約）は、モンテネグロに引き続き適用されます。

欧州特許条約（マルタの加入）

マルタが2006年12月1日に欧州特許条約（EPC）への加入書を寄託し、2007年3月1日から欧州特許条約に拘束されることとなります。欧州特許条約の締約国数は32となります。このことにより、2007年3月1日以後に出願された国際出願は欧州特許としてマルタの指定を含むこととなります。

更なる情報は次のアドレスをご参照ください。

（www.european-patent-office.org/news/info/2007_01_03_e.htm）

世界貿易機関（ベトナムの加盟）

2007年1月11日にベトナムは世界貿易機関（WTO）に加盟しました。これで、締約国数は150となります。ベトナムは既にパリ条約とPCTに加盟しています。

パテントスコープで利用可能な新たな情報

パテントスコープ検索サービス（www.wipo.int/pctdb/en/）において、2006年1月以後に出願された国際出願で次の文書が利用可能な場合には、その文書を参照可能となりました。

- PCT/IB/304（優先権書類の提出又は送付に関する通知）
この通知には、優先権書類がIBに受理された日及び優先権書類がPCT規則17.1(a)及(b)を満たしているかについての表示が含まれます。
- PCT/IB/306（変更の記録の通知）
この通知には、優先日から30箇月の経過前にIBによって受理された次の変更の情報を含みます。出願人の名義、氏名若しくは名称、住所、国籍又はあて名。又は、代理人、共通の代表者又は発明者の名義、氏名若しくは名称又はあて名。

これらの文書を参照する場合には、公開された国際出願の“documents”タブをクリックしてください。

委任状の放棄（リトアニア共和国国家特許局）

リトアニア共和国国家特許局は、受理官庁として、PCT規則90.4(b)の規定に基づく別個の

委任状の提出要件を放棄すること、及び、別個の委任状又は包括委任状の写しが要求される特定の場合を IB に通知しました。

PCT 最新情報

- BG : ブルガリア (官庁の電話番号及びファクス番号、保護の種類、国際型調査に関する条文、ブダペスト条約に基づく国際寄託当局の住所、に関する変更)
- BZ : ベリーズ (代理人としての行為ができる者に関する変更)
- DE : ドイツ (電子形式の国際出願に関する変更)
- EG : エジプト (国内手数料の変更)
- EP : 欧州特許庁 (e メールアドレス、国内手数料の変更)
欧州特許庁 (EPO) の e メールアドレスの一つが変更になり、更に、新たに 2 つのアドレスが追加されました。使用される e メールアドレスは次のようになります。

e-mail : info@epo.org (お問合せ全般)
ro.ep.helpdesk@epo.org (RO/EP 関係)
isa.ep.helpdesk@epo.org (ISA/EP 関係)
pct.ipea.ep.helpdesk@epo.org (IPEA/EP 関係)

EPO は拡張手数料に関する国内手数料及び国内手数料の免除、割引又は払戻しに関する記載を修正しました。

国内手数料 :

拡張手数料 (欧州特許の、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、セルビア又はマケドニア旧ユーゴスラビア共和国への拡張)
[変更なし]

国内手数料の免除、割引又は払戻し :

調査手数料は次の場合割引されない。

カナダ知的所有権庁により国際調査報告が作成された場合 (EPO と CIPO 間で議論継続中)。

審査手数料の割引

EPO により国際予備審査報告が作成されている場合は、50%の割引。

- FI : フィンランド (国内移行時の特別な要件)
- GB : イギリス (国内手数料の変更、指定官庁/選択官庁としての特別な要件)
- LT : リトアニア (国際公開後の仮保護に関する変更)
- RS : セルビア (一般情報)
- SI : スロベニア (手数料の変更)
- TZ : タンザニア連合共和国 (国内手数料の変更)
- ZA : 南アフリカ (国内手数料の変更)
- ZM : ザンビア (一般情報)

予備審査手数料

スペイン特許商標庁における予備審査手数料、追加の予備審査手数料の変更

国際調査及び国際予備審査に関する手数料の変更 (オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁)

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- PCT 同盟総会のレポート
2006 年 9 月 25 日から 10 月 3 日までジュネーブにおいて開催された第 35 会期 PCT 同盟総会で採択されたレポートがパテントスコープで参照可能になりました。
(www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/35)
- ISA 及び IPEA の取決め
WIPO 国際事務局と、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としてのオーストリア特許庁及びスペイン特許商標庁との取決めが更新されました。取決めはパテントスコープで参照可能です。
(www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.htm)
- PCT 締約国で利用可能な保護の種類
各締約国において、PCT 経由で取得することが可能な保護の種類をパテントスコープで参照可能です。
(www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/typesprotection.pdf)
- 委任状の放棄
PCT 規則 90.4(b) 及び／又は 90.5(a)(ii) の規定に基づく委任状の提出要件を放棄している PCT 官庁／機関をパテントスコープで参照可能です。
(www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/p_a_waivers.pdf)
- 有名な発明と発明家の PCT ギャラリー
有名な発明として Snow Shovel (Wovel) が追加されました。
(www.wipo.int/pct/en/inventions/inventions.html)
PCT ギャラリーへの追加のご提案は次の e メールアドレスまでお送りください。
pct.infoline@wipo.int
- オフィシャル ノーティス (PCT ガゼット)
英語と仏語のオフィシャル ノーティスのインターネット アドレスがそれぞれ以下のように変更になりました。
(www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.htm)
(www.wipo.int/pct/fr/official_notices/index.htm)
登録 (ブックマーク) されている以前のアドレスにアクセスした場合には、新しいアドレスに自動的に変換されます。

手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起

PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが、PCT の出願人や代理人が国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。

請求書は特定の PCT 出願を国際公開番号、公開日、発明の名称、国際出願番号、優先権に関する情報、IPC で特定しています。典型的な請求書にはユーロ又は US ドルでドイツ、スイス、オーストリア、チェコ共和国、又は、アメリカ合衆国にチェックでの支払、及び／又は、送金することが記載されています。

これらの手数料請求書の例はホームページでご覧いただけます。

(www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

優先日から 18 箇月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

疑わしい手数料請求書を受け取った場合には、WIPO の以下の連絡先にお問合せください。

電話番号 : (41-22)338 83 38
ファクス番号 : (41-22) 338 83 39
e-mail : pct.infoline@wipo.int

日本における国際出願番号の付与の仕方に関する説明の明確化

PCT ニュースレター 2006 年 10 月号 (No. 10/2006) において、受理官庁としての日本国特許庁に国際出願を出願した場合に、その国際出願に付与される出願番号に対して新たな付与の仕方が採用されることが記載されています。その中で、2007 年 1 月 1 日以後に次の形式で出願された国際出願の出願番号は、6 桁の最初の 2 桁の数字が“05”で始まります (例えば、PCT/JP2007/050001)、と説明されています。

- 紙形式の出願
- PCT-SAFE の PCT-EASY 機能を用いて作成された願書を含む出願
- 日本のソフトウェア (JPO PAS) を用いて作成された完全な電子出願

ここで、6 桁の数字は必ず“05”で始まるわけではありません。単に、“050001”から始まり、連続的に増加していきます。つまり、“059999”の次の番号は“060000”となります。

実務アドバイス (出願人が国際出願の取下げを希望する場合に、PCT 手数料の未払いによって済まそうとすることの危険性)

Q: 国際出願の出願直後に手続をこれ以上進めないことを決めた場合に、受理官庁に手数料を単に支払わないことで済ませることは可能でしょうか。この場合に、出願人による取下げ通知の送付が免除され、受理官庁によってその出願が取下げられたとみなされるのでしょうか。

A: 所定の期間内に国際出願の出願に関する手数料を支払わない場合は、理論的には、出願は受理官庁によって取下げられたとみなされます。PCT 規則 16 の 2 の規定に基づいて、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料が国際出願の受理の日から 1 箇月以内に支払われなかった場合は (PCT 規則 14.1(c), 15.4, 16.1(f))、受理官庁は PCT 規則 16 の 2.1(a) の規定に基づいて、その手数料を賄うために必要な額及び、該当するときは、PCT 規則 16 の 2.2 の規定に基づく後払手数料を求めの日から 1 箇月以内に支払うよう出願人に求めることができます。出願人が規定する期間内に支払うべき額を完全に支払わなかった場合には、受理官庁は国際出願の取下げを宣言し (PCT 第 14 条(3)(a), PCT 規則 16 の 2.1(c), 29.1)、出願人に通知します。

しかし、国際出願の取下げを希望する場合に、このような手段を用いることはお勧めできません。それは、そのような取下げの“消極的”手段に伴う危険性があるからです。出願人が出願の取下げを手数料の未払いによって行おうとした場合に、あり得る例を示します。

- 受理官庁が手数料の支払いの要求をしたものの、出願が取下げられたとみなす宣言をするための管理を怠った場合。
- 国際出願が取下げられたとみなされたことを、受理官庁が国際事務局 (IB) に通知することを怠った場合。
- 国際出願が取下げられたとみなされたことを、受理官庁は IB に通知したものの、その通知が国際出願の国際公開を取止められる時までに IB に届かなかった場合。

国際出願を取下げることが望むならば、取下げ通知を送る方がより確実です。義務ではありませんが、取下げのために様式 PCT/IB/372 を用いることをお勧めします。その PCT/IB/372 には正式に署名する必要があります。更に、その様式に記載されているファクシミリ番号にファクシミリでお送りいただくことをお勧めします。ファクシミリ機で受信された取下げ通知は月曜日から金曜日のジュネーブ時間午後 6 時まで監視されており、直ちに、処理されます。取下げ通知は全ての出願人 (PCT 規則 90 の 2.5) 又は、正式に指名された代理人による署名が必要です。通知が代理人によって署名がされているにも拘わらず、受理官庁によって委任状の提出要件が放棄されているために、委任状が提出されていない場合には、取下げ通知と一緒に必要な委任状をお送りいただく必要があります。

国際出願の取下げに関する更なる情報は、PCT 出願人の手引 (PCT Applicant's Guide) パラグラフ 452、PCT 規則 90 の 2 をご参照ください。取下げ自体は無料です。そして、取下げ通知を提出した場合であっても、出願に関する手数料を支払う必要はありませんし、提出したことによって国際出願の取下げが保証されます。なお、取下げを行う機関によって取下げが確定されたのか確かめることをお勧めします。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

－日本語抄訳－

2007年2月号

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。

2006年のPCT出願

2006年のPCT出願件数は約145,300件となり、2005年と比べて6.4%の増加をしました。2006年に国内官庁に出願されたPCT出願は、2007年上半期を通じて国際事務局で引き続き受理されることとなりますので、これらの（及び、以下に示す）数字は暫定です。

米国からの出願が最多（全出願の34.1%）、続いて日本（18.5%）、ドイツ（11.7%）、大韓民国（4.1%）そしてフランス（4.1%）となります。ヨーロッパ特許条約の加盟国からの出願を合わせると、全体の出願の33.8%です。

北東アジア、特に日本、大韓民国、中国からの出願は引き続き高成長を示しています。日本は再び26,906件で2位の地位を確保しました。そして、大韓民国と中国は4位と8位となり、これまでで最高の順位を確保しました。大韓民国は5,935件の出願（2005年と比べて26.6%の伸び）、中国は3,910件の出願（2005年と比べて56.8%の伸び）がありました。

2006年には、更に五つの受理官庁が電子形式で国際出願の受理及び処理を行う準備がされたことを発表しました。これにより、準備が整った官庁の数は19となります。電子的に出願された出願の数は26.4%増加し、2006年に電子媒体を用いた出願は全体の約57%まで増加しました（完全な電子出願形式31%、PCT-SAFEソフトウェアのPCT-EASY機能を用いた出願25%）。

2006年の上位10出願人、及びその出願人名で公開された国際出願の暫定数は次のとおり。

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 1. Philips Electronics N.V.（オランダ） | 2,495 |
| 2. 松下電器産業（株）（日本） | 2,344 |
| 3. Siemens（ドイツ） | 1,480 |
| 4. Nokia（フィンランド） | 1,036 |
| 5. Bosch（ドイツ） | 962 |
| 6. 3M（アメリカ合衆国） | 727 |
| 7. BASF（ドイツ） | 714 |
| 8. トヨタ自動車（株）（日本） | 704 |
| 9. Intel（アメリカ合衆国） | 690 |
| 10. Motorola（アメリカ合衆国） | 637 |

2006年に30件以上公開された上位500のPCT出願人一覧は次のアドレスでご覧いただけます。

www.wipo.int/ipstats/pct

更なる情報（2006年に公開された出願の技術分野の情報を含む）は次のアドレスのプレスリリース PR/476/2007 でご覧いただけます。

www.wipo.int/pressroom/en/

確定した数字は後ほど参照可能になります。

PCT規則、実施細則、フォームの修正

PCT規則

2007年4月1日に発効するPCT規則の英語版、仏語版がパテントスコープのPCT Resources で利用可能です。

www.wipo.int/pct/en/texts/

www.wipo.int/pct/fr/texts/

2007年4月1日に発効する、the Patent Cooperation Treaty and Regulations (WIPO 出版 No.274(E) と No.274(F) の最新版) は準備中です。

PCT 実施細則

2007年4月1日に発効する PCT 規則の修正が採用されたことに伴い、PCT 実施細則のセクション 102、113、303、307、308、309、310、324、325、410、411、413、511、607、附属書 D、及び E が修正されました。また、上記修正に加えて、新たに 305 の 3、308 の 2、310 の 2、310 の 3、411 の 2、そして、413 の 2 が加われました。修正は、基本的には、2007年4月1日以後に出願された国際出願に適用されます。

2007年4月1日に発効する PCT 実施細則 (PCT/AI/6) の英語版、仏語版は PDF フォーマットでパテントスコープの PCT Resources において参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/texts/

PCT 様式

2007年4月1日付けで発効する PCT 規則改正に合わせて、2007年4月1日付けで多くの PCT 様式が修正されます。修正される様式は以下のとおりです。

受理官庁に関する修正様式

PCT/RO/101 (願書様式) (下部説明参照)

PCT/RO/103

PCT/RO/104

PCT/RO/105

PCT/RO/107

PCT/RO/108

PCT/RO/109

PCT/RO/110

PCT/RO/111

PCT/RO/114

PCT/RO/115

PCT/RO/118

PCT/RO/126

PCT/RO/158

PCT/RO/159

願書様式の修正は次を含みます。

- BOX No. VI、出願人が優先権の回復を要求するための選択肢 (PCT 規則 4.1(c)(v))
- PCT 規則 4.18 の修正による、引用による補充の明示
- 願書の備考 (Notes) 部分の関係する修正

国際調査機関に関する修正様式

PCT/ISA/201

PCT/ISA/209

PCT/ISA/210

PCT/ISA/216

PCT/ISA/217

PCT/ISA/237

国際事務局に関する修正様式

PCT/IB/314
PCT/IB/315
PCT/IB/316
PCT/IB/318
PCT/IB/321

国際予備審査機関に関する修正様式

PCT/IPEA/401（請求書様式）
PCT/IPEA/408
PCT/IPEA/409
PCT/IPEA/411
PCT/IPEA/412

2007年4月1日から利用すべきであり、かつ、基本的に、2007年4月1日以降の国際出願に関する修正様式の英語及び仏語版（PDF形式）は、次のアドレスにおいて入手可能です。

www.wipo.int/pct/en/forms/

PCT 国際機関会合

第14回 PCT 国際機関会合がジュネーブにおいて2007年2月5日から7日に開催されました。最近任命された北欧特許機構を含む13国際調査機関全てが参加しました。

国際機関と国際事務局との取決めの更新

国際機関と国際事務局との全ての取決めが2007年12月31日に期限切れになることを受けて、国際機関と国際事務局間で結ばれる個々の取決めの基礎となる新しい取決めのモデル案について議論されました。2007年9月から10月に開催されるPCT同盟総会の承認をもって、新たな取決めが2008年1月1日から2017年12月31日の間有効となります。

PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン

2007年4月1日の規則改正を受け、実施細則及び受理官庁ガイドラインの修正に合わせて、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正提案を承認しました。

品質フレームワーク

全ての国際機関から提出された品質管理に関するレポートをテークノートし、使用されたテンプレートがレポート準備の基礎となることを承認しました。2007年9月から10月に開催されるPCT同盟総会で提出されるように、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの21章に従って、事務局が品質フレームワークのレポート案を準備することになりました。

PCT リフォーム

2007年4月23日から27日に開催されるPCT リフォーム・ワーキンググループの議論のために、提案の関係する事項について検討しました。特に重要な事項は次のとおり。

- 先の国内サーチに基づいた国際調査報告を出願人が要求できるようにする提案
- 主の国際調査に加えて、特定の国際調査機関が補足調査できるシステムを設立する提案（この提案は前回のワーキンググループで議論されています。）

図面の基準

国際調査及び予備審査に要求される図面の基準について意見交換がされました。図面の欠陥の例をテークノートし、事務局が次回の会合のために図面の最小限基準の提案を準備することになりました。

PCT 最小限資料

優先事項として、PCT 最小限資料についての検討を再開することが承認されました。

その他の事項

議論されたその他の事項は以下のとおり。

- 国際調査機関からの IPC コードの受取
- 国際予備審査の請求に関する情報の国際事務局による受取
- 国際公開の効率化のために、国際調査機関による調査報告の早期の提供
- 特許文献における非特許文献の引用の表示及び関係する基準への進展

優先権書類のデジタル アクセス サービス・ワーキンググループ

2006 年に行われたパリ同盟総会、特許法条約 (PLT) 同盟総会、及び、PCT 同盟総会による、優先権書類のデジタル アクセス サービスの設立の承認を受けて (PCT ニュースレター 2006 年 10 月号参照)、2007 年 2 月 7 日から 9 日にジュネーブにおいて優先権書類のデジタル アクセス サービスの第一回専門ワーキンググループが開催されました。ワーキンググループは基本原則を承認し、可能な手順について議論しました。これらに基づき、デジタル ライブラリで優先権書類を利用可能とすることで、パリ条約の要件を満たすシステムを国際事務局が設立することになります。そして、このシステムは、第二国への出願の際に各官庁へ認証された謄本を出願人が提出する要件の代わりになります。

ワーキンググループの文書は WIPO のウェブサイトで見ることが可能です。次のアドレスの電子フォーラムを通じてシステムの仕様についての意見を提出することができます。

www.wipo.int/pdocaccess

第二回会合は 2007 年 4 月 30 日から 5 月 3 日に開催され、サービスの実施に関する勧告を決定する予定です。

パテントスコープで利用可能な新たな情報 (www.wipo.int/pctdb)

パテントスコープの検索画面の変更

パテントスコープに関する調査結果に従って、検索の実施を促進するために、パテントスコープが若干変更されました。

- デフォルトの画面が項目別の検索画面 (the Structured Search page) になりました。(アドバンスド検索、シンプル検索、週による検索も利用可能です。)
- 入力欄をクリックすると、入力欄の右側に検索のための入力例が参照できます。例えば、書誌事項のフロントページでは “e.g. hovercraft” と表示されます。
- 入力欄の入力が記録されますので、よく使う入力を見つけることが容易です。
- 検索式を入力後、“search” 又は、キーボードの “Enter” を押すことで、検索が開始されます。

所望の入力欄をいくつでも使用することができます。この場合、左側の欄から適切な演算子 “AND”, “OR” 等を選択する必要があります。

新たなグラフィックス機能：公開された国際出願のデータ分析

新たなグラフィックス機能の情報は「実務アドバイス」を参照ください。

PCT 最新情報

AT : オーストリア (e メールアドレスの誤記の訂正)

CZ : チェコ共和国 (手数料の変更)

KR : 大韓民国 (国内手数料の変更)

大韓民国知的所有権庁を指定 (選択) 官庁として支払う国内手数料が変更になりました

た。(記載の無い他の手数料は変更ありません。)

特許：

| | |
|------------------------|----------------------|
| 審査請求手数料 及び、請求の範囲ごとに | [変更なし] KRW 32,000 |
|------------------------|----------------------|

| | |
|---|----------------------|
| 第1年度から3年度までの年金、 1年につき 及び、請求の範囲ごとに | [変更なし] KRW 18,000 |
|---|----------------------|

実用新案：

| | |
|------------------------|----------------------|
| 審査請求手数料 及び、請求の範囲ごとに | [変更なし] KRW 14,000 |
|------------------------|----------------------|

| | |
|---|---------------------|
| 第1年度から3年度までの年金、 1年につき 及び、請求の範囲ごとに | [変更なし] KRW 5,000 |
|---|---------------------|

SE：スウェーデン（各種手数料の換算額変更）

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料の変更（オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁）

予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料の変更（オーストラリア特許庁）

公報発行スケジュールの変更

2007年4月6日（金）及び4月9日（月）がWIPOの閉庁日であることから、2007年4月19日に発行されるPCT出願の技術的準備の完了する日が通常より早くなり、2007年4月3日（火）となります。（通常の技術的準備の完了する日である2007年4月4日（水）から変更になります。）このことにより、国際出願で考慮されるべき変更は2007年4月2日（月）の24時までに国際事務局によって受理される必要があります。

PCT出願の電子出願及び処理

電子形式で出願を受付けている受理官庁の一覧が示されています（英語版参照）。電子形式で国際出願を受理する官庁の要件に関する情報は次のアドレスで参照できます。

www.wipo.int/pct-safe/en/support/notifications/efiling/efiling.pdf

クレジットカードによるRO/IBへの手数料の支払い手続について（再掲載）

PCTニューズレター2006年8月号で説明したとおり、国際事務局を受理官庁とした様々な手数料の支払いをクレジットカードで行うことが可能です。国際出願がPCT-SAFEソフトウェアを用いて提出された場合（完全な電子形式での出願、及び、PCT-EASY形式の願書と共に紙形式での出願）、PCT-SAFEソフトウェアの最新版はRO/IBにクレジットカード情報を通知するための安全な手段を提供しています。

様式PCT/RO/197（受理官庁としての国際事務局に対するクレジットカードの支払）は次の出願の場合に限って用いることになります。

- 紙による国際出願の場合
- PCT-SAFEソフトウェアを用いた出願であって、手数料を出願時よりも後に支払う場合
- PCT-SAFEソフトウェアを用いた出願の手数料の支払いが足りなかった場合に、クレジットカードを用いて不足分を支払う必要が生じた例外的な場合

PCT-SAFE ソフトウェアを用いて支払が行われない場合には、PCT/RO/197 だけがクレジットカードの情報の通知に用いることができます。他の様式や文書は使用することができません。

RO/IB に対して手数料を支払うための全ての方法に関する詳細は次のアドレスで参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/filing/modes.htm

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- PCT 規則、実施細則、フォームの修正
- 有名な発明と発明家の PCT ギャラリー
有名な発明として Self Lifting Iron が追加されました。
www.wipo.int/pct/en/inventions/inventions.html
PCT ギャラリーへの追加のご提案は次の e メールアドレスまでお送りください。
pct.infoline@wipo.int
- PCT とパリ条約の締約国及び世界貿易機関の加盟国
PCT とパリ条約の締約国及び世界貿易機関の加盟国の一覧の最新版が次のアドレスで参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

実務アドバイス（公開された国際出願のデータ分析）

Q: 特許のトレンドについての研究を行いたいのですが、特定の期間に所定の出願人によって出願された国際出願や、特定の技術分野について所定の国によって出願された国際出願のような、PCT 出願のトレンドの情報を得ることが可能でしょうか。そのような所望の (customized) 統計を作ることができる道具はあるのでしょうか。

A: PCT 出願の様々なデータ（例えば、上位出願人、出願国、技術分野）が示されている、統計指標レポート、PCT 年次報告、及び PCT 出願人の上位リストは、次のアドレスから参照できます。

www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/index.html

しかしながら、これらの資料は前もって特定された条件に該当する情報しか含みません。パテントスコープの検索サービスは、選択した条件においてデータが利用可能であれば、その条件に該当する公開された PCT 出願の情報を得るために用いることができます。そして最近追加されたグラフィックス機能によって、利用者が更に所望の分析を実行できます。パテントスコープ検索サービスとそのグラフィックス機能を用いて得られる情報の種類を以下に示します。

パテントスコープ検索サービス

パテントスコープ検索サービス (www.wipo.int/pctdb/en/) を用いて、項目別 (Structured)、シンプル、及びアドバンスド検索画面の入力欄に必要な情報を入力することによって、一つの項目や複数の項目による検索が実行できます。例えば、特定の出願人のデータを得るためには、デフォルトの項目別検索の適切な入力欄に出願人名を入力することで、その出願人による公開された国際出願の一覧を得ることができます。例として、PCT の最多出願人である “Philips” を入力すると、19,000 件を超える公開された出願の一覧が得られます。

ここで、検索の仕方の例を示します。全ての検索は特定の期間や特定の公開日で絞り込むことが可能です。

1. 公開された国際出願の出願国（つまり、出願人又は出願の承継人の住所がある国）。例えば、特定の国からの出願を検索することができます。また、例えば、集積回路のよう

な、特定の技術分野について開発している国を見つけることができます。(詳細は、3の技術分野参照)

2. 特定の出願人名で公開された国際出願の件数。特定の出願人名をどう入力するかによって、得られる情報を詳細にできます(例えば、“Philips”と入力すると、Koninklijke Philips Electronics N.V., Philips Intellectual Property & Standards GmbH, and Philips Semiconductors, Inc.などが一覧に含まれます。)。結果には、その出願人が承継人である場合も含まれます(つまり、国際出願が他の出願人からその出願人に譲渡されている場合。)
3. 技術分野による国際出願。例えば、特定技術分野、つまりIPCサブクラス(IPCの最初4文字)によって、公開された国際出願の件数を調べることができます。特定の技術分野で最も多く国際出願をしている出願人を見つけることができます。例えば、抗マリア薬のような薬に関して最も出願している出願人が分かります。出願人による検索を実行することで、第三者が特定の出願人の開発動向について調べることができます。一つの国際出願はいくつかの異なるIPCサブクラスで検索されることがあることに注意してください。
4. “Type II Collagen”のような発明を示すキーワードによる発明の検索。特定の技術分野のIPCサブクラスを知らない場合に有効です。例えば、キーワード入力欄に“bicycles”と入力し検索することで、自転車に関する技術にどのIPCサブクラスが付与されるのか調べることができます。
5. 発明者による検索。例えば、特定の発明者の名前で公開された国際出願の件数や、特定の発明者が研究している技術分野を調べることができます。
6. 代理人による検索。例えば、特定の代理人によって出願された国際出願の件数や技術分野を調べることができます。

期間による検索のような、更に高度な検索をするためには、初期検索画面“SHORTCUTS”の一覧にある“Search Help”をご覧くださいか、次のアドレスをご参照ください。

www.wipo.int/pctdb/en/help-search-adv.jsp

新たなグラフィックス機能

膨大な検索結果は時として分析することが難しい場合があります。そこで、ボタンをクリックすることで様々な結果が表示できるグラフィックス機能が付加されました。どなたでも、出願年、出願国、出願人名、IPCサブクラスによる4つのグラフ形式で、公開された国際出願のデータを入手することができます。この機能は、項目別、シンプル、アドバンスド検索(www.wipo.int/pctdb/en/)を用いた検索後の検索結果画面にあります。

出願の一覧の結果が出たところで、画面の右側にグラフを模したボタンを見つけることができます。

このボタンをクリックすることで、個々にスクロールバーを備えた各グラフが画面に表示されます。如何なる検索の結果に対してもグラフは直ちに表示されますが、大量のデータを有する検索結果の場合には多少時間を要します。

グラフの結果を限定するためには、例えば、上位三つの出願国や最多出願人(いくつかの出願人が表示されていた場合)に対して再度分析するためには、関心ある各項目のハイライト部分をクリックし(表から1つ以上の項目を選択する場合にはキーボードのCtrlキーを使用してください)、画面の上部にある“Re-analyze”ボタンを押してください。このように検索結果を限定した場合には、画面上部に“restrictions”と表示されますので、限定されていることを確認できます。得られたデータは自分のファイルにコピーすることが可能です。完全に新たな検索を実行するためには、最初の検索画面に戻り、“reset”をクリックしてください。

新機能に関しては以下の点にご注意ください。

- この機能はパテントスコープからパソコンに大量のデータを抽出しダウンロードします。よって、グラフを表示するまで数秒かかる場合があります。また、このシステムは **20,000 件までの検索結果しか表示できません**。
- 出願人で検索した場合、与えられた名前を有する出願人全てが一覧として表示されます。グラフィックス機能のボタンをクリックして得られるグラフは願書において最初に名前が記載されている出願人に関する情報です。もし、発明者が特定の指定国のために出願人として挙げられている場合、例えば、米国を指定するために出願人／発明者となっている場合には、出願人／発明者はグラフには含まれません。
- 出願人の名前を入力の方法で検索結果は影響されます。例えば、“Philips” と入力すると、“Koninklijke Philips Electronics N.V.” と入力した場合よりも検索結果が多くなります。それは、Philips と入力すると Philips の支社を含むことになるかもしれませんし、願書によって使用されている出願人名が変わることがあるかもしれないからです。“Philips” と入力すると自然人で姓が “Philips” である出願人も一覧結果に表示されることに注意が必要です。
- 同じ国際出願に、同じ IPC サブクラスが複数回付与されている場合には、IPC サブクラスは一度しか数えられません。例えば、国際出願に B64C 27/20 及び B64C 29/00 が付与されている場合であっても、サブクラス B64C は一度だけ数えられ、二度数えられません。

IPC に基づく国際出願の分類についての更なる情報は次のアドレスをご参照ください。

www.wipo.int/classifications/ipc/en/

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

— 日本語抄訳 —

2007年3月号 | No. 03/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。

新たな PCT 締約国（ドミニカ共和国）（国コード：DO）

ドミニカ共和国が2006年2月28日に加入書を寄託し、2007年5月28日からPCTに拘束されることとなります。2007年5月28日以降に出願された国際出願は自動的にドミニカ共和国の指定を含むこととなります。

マルタ：PCTからの国内ルートの開鎖

マルタは2007年3月1日からPCTと欧州特許条約（EPC）に拘束されていますが（PCT ニュースレター No. 12/2006 及び 01/2007 参照）、PCTからの国内ルートを閉鎖することをWIPOに通達しました。

これにより、2007年3月1日以降に出願された国際出願は欧州特許としてのマルタの指定を含むことになり、マルタの国内特許は含みません。

同様なことは、ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、モナコ、オランダ、そして、スロベニアにも該当し、これらの国に対しては欧州特許として指定することはできませんが、国内特許としてはできません。

更新した願書の使用（再掲載）

2007年4月1日以降に国際出願をする出願人は、2007年4月1日付けの願書の更新版を使用してください。この更新版には、第VI欄に優先権の回復を出願人が請求するための選択欄（PCT規則4.1(c)(v)）、及び、修正PCT規則4.18に関する予め印刷された“引用による補充に関する陳述”が含まれます。編集可能なPDFファイルはウェブサイトの通常の様式を取得するページで利用可能です。

www.wipo.int/pct/en/forms/

このページの“Forms in force from April 1, 2007”には、同日から用いられる他のPCT様式があります。詳細はPCT ニュースレター No. 02/2007 をご覧ください。

PCT 最新情報

- AP : アフリカ広域知的所有権機関（USDで支払う国内手数料の変更）
- AU : オーストラリア（送付手数料の変更及び各種手数料の換算額の変更）
- BZ : ベリーズ（管轄国際調査及び予備審査機関の追加）
- EA : ユーラシア特許機構（各種手数料の変更）
- GT : グアテマラ（管轄国際調査及び予備審査機関の特定）
- IL : イスラエル（PCT-EASY 物理媒体を伴うPCT-EASY 願書の出願の開始）
- NZ : ニュージーランド（所在地、あて先、電話番号、ファクシミリ番号及び各種手数料の換算額の変更）
- SG : シンガポール（各種手数料の換算額の変更）
- SV : エルサルバドル（管轄国際調査及び予備審査機関の特定）
- ZA : 南アフリカ（各種手数料の換算額の変更）
- ZW : ジンバブエ（官庁の名称、所在地、電話番号、eメールアドレスの変更）

調査手数料の変更（オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁）

オーストラリア特許庁の調査手数料が2007年3月1日に変更されるのに伴い、換算額も変更されます。

2007年5月1日より、**日本国特許庁**による国際調査のために支払う USD 及び EUR の換算額が変更になります (EUR 616、USD 797)。

2007年6月1日より、**欧州特許庁**による国際調査のために支払う NZD の換算額が変更になります。

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- 改正 PCT 規則のパワーポイント資料
2007年4月1日から発行する改正 PCT 規則の概略を説明するパワーポイント資料が参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2007changes.ppt
- PCT ニュースレターの日本語抄訳
2003年1月より PCT ニュースレターの日本語要約 (日本語インデックス) を WIPO ウェブサイトに掲載してきましたが、2007年1月から、PCT ニュースレターの全項目について更に詳細に翻訳した日本語抄訳の掲載を開始しました。日本語 PCT ニュースレターのページをご参照ください。
www.wipo.int/pct/ja/newslett/
- PCT 国際機関会合のレポート
第 14 回 PCT 国際機関会合のレポート (文書 PCT/MIA/14/8) が WIPO ウェブサイトで参照可能です。
www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/mia/14
- 国際調査機関 及び 国際予備審査機関の取決め
2007年3月1日から発行する国際事務局とオーストラリア特許庁との取決めの最新版がパテントスコープで参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.htm
- PCT in the News
“Green Technologies: Electric Cars with Hydrogen Fuel Cells” (環境保全技術：水素燃料電池の電気自動車) という記事が WIPO マガジンの最新版に掲載されています。次のアドレスで参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/news/index.html
上記アドレスの “related links” の中にある “PCT Articles in the WIPO Magazine” をクリックすると、1998年から WIPO マガジンに掲載された PCT 関係の全記事を参照できます。WIPO マガジンの各号は下記のアドレスで参照可能です。
www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

パテントスコープ検索サービス (www.wipo.int/pctdb/)

国内移行情報を得るための検索インデックス

パテントスコープ検索サービスが更新され、PCT の国内移行情報を元にした検索が可能となりました。現在 27 の特許庁が PCT 国際出願の国内移行情報とそれに関する情報を WIPO に提供しています。以下のテーブルで示す 4 つの新しい検索インデックスを利用することによって、パテントスコープのデータベースからそのような情報を入手することが可能です。検索インデックスは更に演算子 AND や OR と一緒に用いることが可能です。例えば、フランスの出願人に出願され、オーストラリアに国内移行した PCT 国際出願は次の式で検索できます。

ARE/FR AND NPCC/AU

PCT 国内移行情報を利用し検索する際には、以下の点にご注意ください。

- WIPO に提供されているデータは不完全若しくは不正確な場合もあり得ますので、データがないとしても、関心がある官庁に特許が出願されていないという証拠として扱うことはできません。疑いがある場合には、国内官庁に直接ご連絡することをお勧めします。

- パテントスコープのデータベースのデータは全ての官庁及び全ての期間について網羅しているわけではありませんので、網羅している国を確認する必要があります。
(www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp)

パテントスコープ検索サービスで利用可能な国内移行情報の詳細については PCT ニュースレター No. 10/2006 及び No. 12/2006 で参照可能です。

| パテントスコープ検索サービス： 国内移行情報を取得するための検索インデックスの使用 | | |
|--|--|---|
| フィールド コード | 解説 | 例 |
| NPCC | 国内移行した国コード National Phase Country Code | NPCC/AU オーストラリアに国内移行した出願の検索 |
| NPED | 国内移行した日 National Phase Entry Date | NPED/20060101->20061231 2006年1月1日から2006年12月31日の間に国内移行した PCT 国際出願の検索 |
| NPAN | 国内移行の出願番号 National Phase Application Number | NPAN/11003666 米国の出願番号 11/003,666 として、米国に国内移行した PCT 出願の検索 |
| NPET | 国内移行の保護の種類 National Phase Entry Type | NPET/C 継続出願として米国に国内移行した PCT 出願の検索 使用できる符号は N(通常の国内移行)、C(継続出願) 及び P(一部継続出願)です。 2006年1月以降に米国で公開された案件の国内移行情報についてのみ利用可能です。 |

実務アドバイス (国際出願の文字サイズに関する変更)

Q: 2007年4月1日発効の規則改正を見たのですが、国際出願の文字の最小サイズとして、大文字の高さを0.28cmとするという規定があります。間もなく国際出願を行う予定ですが、明細書と請求の範囲を Times New Roman フォントの 10 ポイント フォント サイズで既に作成しています。その結果、大文字の高さが0.28cmよりも小さくなっています。なぜ、このように文字の高さの要件が変更になったのでしょうか。2007年4月1日以降に現在のフォーマットで国際出願を出願した場合、文字の大きさの訂正を求められるのでしょうか。また、その他に、注意すべき国際出願の様式上の要件はあるのでしょうか。

A: PCT 規則 11.9(d) が 2007年4月1日から修正され、国際出願において大文字の高さの最小サイズが 0.21cm から 0.28cm に拡大することになります。この新たな高さは Times New Roman フォントの 12 ポイント フォント サイズにおおよそ該当します。この高さは、願書を除く国際出願の全ての文字に適用されます。願書はそれ自体が公開されることがないことから適用されていません。

多くの出願人は既により大きなフォント サイズを用いているので、最小の文字の高さに関する新たな要件を満たしています。現在の最小の高さの要件は、コンピュータよりもタイプライターが用いられていた時代に規定されたので、変更する必要がありました。PCT 出願の処

理に現在の情報及び通信技術を活用するために、記録の正確性を増すことができる最小の高さを拡大することが必要でした。国際出願が紙の形式で出願された場合電子的な形式に変換されます。例えば、スキャン後、OCRによってイメージデータからテキストデータへの変換が行われます（全ての紙形式で出願された国際出願は、このように処理されます。）。OCR変換の正確性はスキャンする文字の大きさによります。最小のサイズとして 0.21cm を用いた出願を OCR した場合には、電子データには多くの誤りが含まれてしまうことから、適切な検索、審査及び公開をするためには、その誤りを訂正しなければならないことが分かりました。一方、大文字の高さが 0.28cm 以上のフォント サイズを用いた出願をスキャンした場合には、OCR の正確性のレベルは許容範囲であることが分かりました。更には、より大きなフォント サイズであれば、読みやすいという理由もあります（科学的な研究によれば理想的なフォント サイズは 11 又は 12 となっています。）。

国際出願に新たな最小サイズの 0.28cm よりも小さな文字サイズが使われていた場合には、通常、文字が小さすぎて効果的にスキャンできないことを解消するために、上述の欠陥を補充することを受理官庁から求められることとなります。

なお、現在は電子的な形式で国際公開がされていることから、紙によって公開が行われていた時代には、様式上の欠陥と認められ補充の求めを受けていた他の多くの欠陥は、もはや求めを受けていません。それは、公開の進められる際にそれらの欠陥が弊害をもたらすことが無くなったからです。PCT 規則 26.3 によれば、規則 11 に定める様式上の要件を国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされているかないかのみによって点検することになっています。従って、通常は、多くの小さな欠陥に対して、様式上の要件の補充は求められません。例えば、行の間隔が 1.5 文字の幅ではない場合や用紙の番号が中央ではない場合などです。

2007 年 4 月 1 日に発効する PCT 規則では、PCT 規則 11 の他の要件については変更がありません。しかしながら、手書き文字を OCR で読み取ることは難しいことから、手書きによって国際出願を補充できなくするように PCT 規則 26.4 が修正されました。従って、願書以外の国際出願の要素を補充する場合には、2007 年 4 月 1 日から、補充を含む差替え用紙と、その差替え用紙を添付する書簡を提出し、その書簡において、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する必要があります。一方、願書の補充に関しては書簡に記載することができます。しかし、補充によって書き換えられる用紙の明瞭さ及び直接複製の可能性に悪影響を及ぼすことなく、書簡から記録原本に書き換えられることができる性質のものである場合に限られます。

2007 年 4 月 1 日発効の PCT 規則の修正箇所は、以下のアドレスの PCT/A/34/6 及び PCT/A/35/7 で参照可能です。

www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=135

2007 年 4 月 1 日発効の PCT 規則の完全版は次のアドレスで参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs_april_2007.pdf

2007 年 4 月 1 日発効の PCT 規則の他の修正点についての更なる情報は PCT ニューズレターの 4 月号に掲載されます。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

－ 日本語抄訳 －

2007 年 4 月号 | No. 04/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

ラトビア：PCT からの国内ルートの開鎖

ラトビアは 2007 年 3 月 1 日以降 PCT からの国内ルートを開鎖することを WIPO に通達しました。これにより、2007 年 3 月 1 日以降に出願された国際出願は欧州特許としてのラトビアの指定のみを含むことになり、ラトビアの国内特許は含みません。

PCT 最新情報

（1）優先権の回復の請求の受入

新しい規則 26 の 2.3 及び 49 の 3.2 が 2007 年 4 月 1 日から発効します。これらは、受理官庁及び指定（選択）官庁における優先権の回復の請求に関する規定です。優先権の回復に関する詳細な情報は「実務アドバイス」で紹介します。

以下で紹介する官庁が、優先権の回復のために採用する基準（規則 26 の 2.3(a)及び 49 の 3.2(a)）、及び、必要な場合には優先権の回復請求手数料（規則 26 の 2.3(d)及び／又は 49 の 3.2(d)）を今のところ国際事務局に通知しています。規則 26 の 2.3(f)に基づく、優先権期間内に国際出願を提出されなかったこと理由の陳述を裏付ける申立てその他の証拠に関する要件の情報は、PCT 出願人の手引き、附属書 C 及び国内編で間もなく参照可能です。

www.wipo.int/pct/guide/en/

上記の情報全てを要約した一覧がパテントスコープの PCT Resources で間もなく参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/index.html

規則 26 の 2.3 及び 49 の 3.2 の規定が国内法令に適合しないことを通知した受理官庁／指定又は選択官庁のリストがパテントスコープの PCT Resources でご覧になれます。

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf

AM : アルメニア

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用することを国際事務局に通知しました。

AT : オーストリア

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」及び「故意ではない」の両方を適用すること、及び、受理官庁及び指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

AU : オーストラリア特許庁

受理官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」及び「故意ではない」の両方を適用することを国際事務局に通知しました。また、指定（選択）官庁として、規則 49 の 3.2(f)に従って、国内法令の規定に基づく要件を適用すること、更に、受理官庁及び指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

BY : ベラルーシ

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「故意ではない」を適用することを国際事務局に通知しました。

CA : カナダ

受理官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」及び「故意ではない」の両方を適用することを国際事務局に通知しました。

EA : ユーラシア特許機構

受理官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」及び「故意ではない」の両方を適用することを国際事務局に通知しました。また、指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「故意ではない」を適用すること、更に、指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

EE : エストニア

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「故意ではない」を適用することを国際事務局に通知しました。

EG : エジプト

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用すること、及び、受理官庁及び指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

FI : フィンランド

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用すること、及び、指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

GB : イギリス

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「故意ではない」を適用すること、及び、指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

HR : クロアチア

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用すること、及び、受理官庁及び指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

IB : 国際事務局

受理官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」及び「故意ではない」の両方を適用します。

IL : イスラエル

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用することを国際事務局に通知しました。

KG : キルギスタン

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」及び「故意ではない」の両方を適用すること、及び、受理官庁及び指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

LT : リトアニア

受理官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用することを国際事務局に通知しました。

MK : マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用すること、及び、受理官庁及び指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

MY : マレーシア

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「故意ではない」を適用することを国際事務局に通知しました。

RU : ロシア連邦

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用することを国際事務局に通知しました。

SE : スウェーデン

受理官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用することを国際事務局に通知しました。

SI : スロベニア

受理官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用すること、及び、受理官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

SK : スロバキア

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用すること、及び、受理官庁及び指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

UA : ウクライナ

受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「故意ではない」を適用すること、及び、受理官庁及び指定（選択）官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

US : アメリカ合衆国

受理官庁として、優先権の回復の基準は「故意ではない」を適用すること、及び、受理官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

（２）その他の変更

GB : イギリス（各種手数料の換算額の変更）

調査手数料の変更（欧州特許庁）

2007年6月1日より、**欧州特許庁**による国際調査のために支払う**日本円の換算額**が変更になります。（**現行の238,100円から255,300円に変更**）

古い願書様式を用いた場合に引用による補充を使えるようにする方法

PCT ニュースレター No. 03/2007 に掲載したとおり、出願人は2007年4月1日以降に出願される国際出願に対しては最新の願書様式（様式 PCT/RO/101）を用いる必要があります。その理由としては、特に、その最新の願書様式には“引用による補充”の陳述が印刷されているからです。しかしながら、修正規則 4.18 に基づく引用による補充の陳述を記載することを希望しながら、最新の様式を用いることに問題がある場合には（例えば、願書様式の旧版に出願人が既にサインしており、再度、出願人にサインを依頼することを避けたい場合）、どのような様式に対しても陳述を国際出願中に含め、又は、共に提出する以下の方法を採用できます。

- 出願人のサインを含む旧版の頁を除いて、引用による補充の陳述が記載される 2 頁目を含む、2007 年 4 月の願書様式の全頁を用いる。
- 最新の願書様式の 2 頁目を除いて、旧版の願書様式の全頁を用いる。
- 国際出願と共に、別個の引用による補充の陳述を提出する。

願書様式の最新版を用いるべきですが、義務ではありません。旧版の願書を提出した場合に、受理官庁は旧版の願書様式を最新版に差替えるように要求することがあります。

編集可能な願書様式は以下のアドレスで入手できます。

www.wipo.int/pct/en/forms/

公報発行スケジュールの変更

2007 年 5 月 18 日の公開

2007 年 5 月 17 日（木）が WIPO の閉庁日であることから、通常であれば、その日に公開される PCT 出願及びオフィシャル ノーティス (PCT ガゼット) は 2007 年 5 月 18 日（金）（公開 no.20/2007）に公開されます。

技術的準備の完了する日が通常の公開日の 15 日前よりも長くなり、2007 年 5 月 2 日（水）

となります。つまり、変更を国際公開に反映させるためには、国際事務局に 2007 年 5 月 1 日（火）の 24 時までに受理される必要があります。

2007 年 5 月 31 日の公開

2007 年 5 月 17 日（木）が WIPO の閉庁日であることから、2007 年 5 月 31 日（公開 no.22/2007）に公開される PCT 出願のための技術的準備の完了する日が通常よりも早くなり、2007 年 5 月 15 日（火）となります（通常の 2007 年 5 月 16 日（水）の代わり）。つまり、変更を国際公開に反映させるためには、国際事務局に 2007 年 5 月 14 日（月）の 24 時までに受理される必要があります。

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- PCT 規則の改正：ビデオ講演
2007 年 4 月 1 日に発効する PCT 規則の改正の概要を含む、英語版のビデオ講演がパテントスコープの PCT Resources でご覧いただけます。
www.wipo.int/pct/en/video/files/changes07_256.asx
同様な講演は他の言語でも用意されます。
- PCT 実施細則の修正
PCT 実施細則の附属書 F の附属文書 I が修正されて、2007 年 4 月 1 日から発効します。その修正された附属書 F の附属文書 I が、2007 年 3 月 23 日付けの文書 PCT/AI/DTD/4 として、パテントスコープの PCT Resources に掲載されています。
www.wipo.int/pct/en/texts/index.htm
- ロシア語の実施細則
2006 年 10 月 12 日発効の PCT 実施細則のロシア語版（文書 PCT/AI/5）が PDF 形式で、パテントスコープの PCT Resources において参照可能です。
www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html
- PCT 規則
2007 年 4 月 1 日から発効する PCT 規則の英語版、仏語版が PDF 形式に加えて、html 形式でもパテントスコープの PCT Resources において参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/texts/
www.wipo.int/pct/fr/texts/
- 願書及び請求書様式
願書様式（PCT/RO/101）及び請求書様式（PCT/IPEA/401）の英語、仏語、独語、及び、スペイン語の 2007 年 4 月版が編集可能な PDF 形式でパテントスコープの PCT Resources において利用可能です。
www.wipo.int/pct/en/forms/
- 受理官庁様式
2007 年 4 月 1 日から発効する受理官庁様式の英語版、仏語版が編集可能な PDF 形式でパテントスコープの PCT Resources において参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/forms/
- PCT リフォーム
2007 年 4 月 23 日から 27 日にジュネーブで開催される PCT リフォーム ミーティングの文書が WIPO ウェブサイトで入手できます。
www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/r/wg/9

特許協力条約と PCT 規則（2007 年 4 月版）

2007 年 4 月 1 日発効の特許協力条約（PCT）と PCT 規則の英語版と仏語版が国際事務局によって出版されました。値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みには、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、

“the Design, Marketing and Distribution Section” までご連絡ください。

ファクシミリ : (41-22) 740 18 12
e-mail : publications.mail@wipo.int
電子ブックショップ : www.wipo.int/ebookshop

他の言語も利用可能になります。

パテントスコープ検索サービス (www.wipo.int/pctdb)

テキスト検索の範囲の拡大

2007年3月26日から、パテントスコープにおいて、ラテン系の言語（英語、仏語、スペイン語、独語）を用いてテキスト検索できる範囲が1978年から（国際出願が公開された最初の年）現在までと拡大されました。2007年3月26日以前は1998年7月までの請求の範囲と明細書がテキスト検索可能でした。

データベースに格納されているテキストデータには、英語、仏語、スペイン語、独語で出願されたPCT国際出願（書誌事項、明細書、請求の範囲を含む）に記載された全ての公開されたテキストが含まれています。請求の範囲と明細書の利用可能な範囲が20年拡大したことはフロントページの書誌事項のみの検索よりも多くの結果を得ることが期待できます。テキスト検索は次のようにして実行可能です。

- デフォルトの項目別の検索画面を用いる場合には、“Any Field”を選択してください。
- アドバンスド検索を用いる場合には、“Full text”を選択してください。
- シンプル検索を用いる場合には、検索文字の前にフィールドコード CL/（請求の範囲の検索）、DE/（明細書の検索）を付けてください。フィールドコードを付けない場合には、フロントページの書誌事項を検索することになります。

パテントスコープの用語集の充実

2007年3月28日から、パテントスコープの検索用語集が改訂、拡充して、87用語となりました。

www.wipo.int/pctdb/en/help-results.html

用語集の目的は、パテントスコープを用いて検索する場合に、検索に関係する用語を検索者が理解するための一助となることです。

PCT-SAFE の更新

2007年4月1日付けのPCT-SAFEクライアントソフトウェア（Version 3.51.018.193）の最新版がPCT-SAFEウェブサイトから入手できます。

www.wipo.int/pct-safe/en/support/download_client.htm

この最新版（“build 193”）は、PCT願書様式の変更、最新のPCT締約国、完全な電子形式の出願のための附属書Fとの整合、改訂手数料表、及び、その他の更新事項、を含んでいます。

更なる詳細はPCTウェブサイトで参照可能です。

www.wipo.int/pct-safe/en/index.htm

EPO の epoline[®] オンライン出願ソフトウェアのユーザへの注意

2007年4月1日以降にEPOのepoline[®] オンライン出願ソフトウェアを用いて電子形式の国際出願を行う出願人の方は注意が必要です。2007年4月の規則改正に関する実施の遅れ、また、epoline[®] オンライン出願ソフトウェアにPCT願書の変更を組み込む必要性から、2007年4月の規則改正を含むソフトウェアの最新版は2007年4月1日以後、数週間後に利用可能となります。

結果として、2007年4月1日からソフトウェアの更新ができるまでの間、EPOのepoline[®] オンライン出願ソフトウェアを用いる出願人は2007年4月1日の新しい規定の利益を簡単には得ることができません。特に、欠落要素及び部分の引用による補充（改正規則20）の場合に生じます。規則4.18及び20によると、引用による補充を行うためには、引用による補充のための陳述を出願時に願書に含んでいる必要があります。もし、願書に含んでいない場合には、国際出願に含んでいるか、国際出願と一緒に提出される必要があります。

PCT plug-in が更新されるまでは、epoline[®] オンライン出願ソフトウェアには、そのような陳述は含まれていません。

もし、改正規則を用いることを望むのであれば、願書の中にそのような陳述を加えるか（注釈として）、国際出願と同時に別の文書として提出する必要があります。

実務アドバイス（優先権を主張する先の出願の出願日から12ヶ月を過ぎた国際出願の優先権の回復）

Q: 先の国内出願に基づいて優先権を主張する国際出願を出願する予定ですが、先の出願を12ヶ月と2週間前に出願していたので、12ヶ月の優先期間を徒過してしまいました。優先権の回復を行うことは可能でしょうか。もし可能であれば、どのように行うのでしょうか。

A: 2007年4月1日発効の改正PCT規則によって、出願人は先の出願の優先権を回復できるようになりました。つまり、もし、国際出願が優先期間を超えて出願された場合であっても（先の出願の出願日から12ヶ月の期間を徒過した場合（規則2.4））、優先期間の満了の日から2ヶ月の期間内に国際出願が提出されると優先権が回復します。例えば、先の出願が2006年3月1日に提出されている場合は、優先期間は2007年3月1日に満了しますが、2007年5月1日以内に国際出願が提出されたならば、優先権の回復を請求できます。

優先権主張を行っているにも拘わらず、優先権の回復の請求を行っていない場合には、受理官庁は、改訂願書PCT/RO/110を用いて優先権の回復の請求を受理官庁に提出できることを通知します（優先権主張の補充の求め、及び／又は、優先権の回復の請求の可能性の通知）。ただし、当該受理官庁が国際事務局に規則26の2.3と国内法が適合していないことを通知してない場合に限りです。

（通知した官庁の一覧は、www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf で参照可能。）

そのような優先権の回復の請求は、所定の条件のもとで、国際段階の受理官庁（規則26の2.3）又は、国内段階の指定官庁（規則49の3.2）に対して行います。それぞれの機関に適用される条件と手続は以下のようになっています。

(A) 国際段階における優先権の回復の請求

規則26の2.3 「受理官庁による優先権の回復」

国際段階で受理官庁に対して優先権の回復を請求することは出願人にとって利点があります。受理官庁の決定は多くの指定官庁で有効になるからです。しかしながら、どのような状況においても、受理官庁にて優先権が回復される分けではありません。また、全ての受理官庁が回復する分けでもありません。

満たすべき条件および手続を次に説明します。

(1) 国際出願は2007年4月1日（改正規則が発効する日）以後に出願される必要があります。

(2) 国際出願を提出する受理官庁が規則26の2.3(a)から(i)と国内法の不適合を規則26の2.3(j)に基づいて通知していないこと。優先権の回復の請求はそのような不適合¹を国際事務

局に通知した受理官庁においては認められません。もし、通常出願している受理官庁が不適合を通知している官庁である場合には、国際事務局を受理官庁として（RO/IB）国際出願を提出することができます。国際事務局は優先権の回復を認めています。不適合を通知している官庁に国際出願を出願した場合には、規則 19.4(a)(iii) の手続が適用されると、受理官庁は RO/IB に出願を送付します。

更に、受理官庁が国際事務局に規則 26 の 2.3 と国内法の不適合を通知していたとしても、規則 26 の 2.2(c)(iii) は全ての受理官庁に適用されます。当該規則は、国際出願日が優先期間の満了の日から 2 ヶ月の期間内であった場合には、優先権主張は無効とはみなさないことが規定されています。そして、先の出願の出願日が国際段階における期間を計算する基礎となります。

(3) 受理官庁²に適用される基準に依存します。次の回復のための基準の一つを満たす必要があります。

(a) 状況による必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず、優先期間の徒過が生じた場合

(b) 故意ではなく、優先期間の徒過が生じた場合

いくつかの受理官庁は、出願人が要求するならば、両方の基準を適用します。つまり、最初に「相当な注意」を適用し、その後、より寛大な「故意ではない」が適用されます。

条件(1)及び(2)を満たし、(3)における優先権の回復のための適用される基準を満たしているのであれば、次の手続を取ることができます。

(4) 優先権の回復の請求（以後「回復の請求」という。）は、優先期間の満了から 2 ヶ月の期間内に提出されなければならない。国際出願時に回復の請求を行うのであれば、2007 年 4 月 1 日付けの願書様式の VI 欄「優先権主張」をこの目的に使用できます。もし、別に提出するのであれば、後でも提出可能です（特定の様式はありません。）。

(5) 回復の請求は優先期間内に国際出願が提出されなかったことの理由の陳述によって補完する必要があります。その陳述には、先の出願それぞれに対して、出願日、出願番号、国名又は 2 文字コード、WTO の加盟国、広域官庁又は受理官庁、を示します。そして、それぞれの先の出願に対して、優先期間内に国際出願が提出されなかったことの理由を記載します（規則 26 の 2.3(a) 及び 26 の 2.3(b)(ii)）。

(6) 優先期間の満了の日から 2 ヶ月の期間内に回復請求手数料を支払うことを、受理官庁²によっては請求しています（規則 26 の 2.3(e)）。

(7) 受理官庁によっては、相当の期間内に、理由の陳述を裏付ける申立てその他の証拠を提出することを要求します（規則 26 の 2.3(f)）。これは、回復の請求とできるだけ同時に受理官庁に提出します。

回復の請求、及び、回復請求手数料の提出期限が、優先期間の満了から 2 ヶ月の期間よりも短くなる場合があります。つまり、出願人が PCT 第 21 条(2)(b) に基づく早期の国際公開を請求している場合には、回復の請求、及び、回復の請求手数料は国際公開の技術的な準備が完了する前に提出する必要があります（規則 26 の 2.3(e)）。

回復の請求が有効になるためには、受理官庁が適用している基準を満たしていると認める必要があります。受理官庁が回復の請求に対して決定をしたならば、受理官庁は出願人及び国際事務局に、決定及び決定に用いられた基準を通知します（規則 26 の 2.3(h)(iii)）。しかし、受理官庁が優先権主張を回復したとしても、国内段階での優先権主張の有効性は保証されま

せん。

規則 49 の 3.1 指定官庁における「受理官庁による優先権の回復の効果」

(1) 受理官庁によって優先権が回復された場合：

基本的には、受理官庁による優先権の回復は指定官庁を拘束しますが、後の限定的な検査は可能です。指定官庁が受理官庁の決定を受け入れるか否かについては次のような状況に依存します。

(a) 指定官庁が規則 49 の 3.1 と国内法の不適合を国際事務局に通知しているか否か。つまり、当該不適合³を通知している場合には、決定は受け入れられません。

(c) 各指定官庁の決定の受け入れは、受理官庁が用いた回復の基準に依存する。

- 規則 49 の 3.1(c)及び(d)を条件として、「相当な注意を払ったにもかかわらず」の基準を用いて回復された優先権は、全ての指定官庁で有効です。
- 規則 49 の 3.1(c)及び(d)を条件として、「故意ではない」の基準を用いて回復された優先権は、当該基準を採用している又は出願人からみて当該基準より有利な基準を採用している指定国において有効です。

(2) 優先権の回復の請求が受理官庁によって拒否された場合

指定官庁は受理官庁の決定に拘束されません。受理官庁に対して提出された回復の要求は、規則 49 の 3.2(a) に基づいて指定官庁に対して提出されたとみなすことができます。受理官庁によって優先権の回復が拒否されたとしても、優先権主張は国際段階では無効とはみなされません（規則 26 の 2.2(c)(iii)）。

(B) 国内段階における優先権の回復の請求

規則 49 の 3.2 「指定官庁による優先権の回復」

規則 49 の 3.2 に従って、国際出願が先の出願の優先権を主張しており、その国際出願日が優先期間の満了後、かつ、満了から 2 ヶ月の期間内であった場合には、出願人の請求によって、指定官庁は優先権の回復を行います。回復されるためには、当該指定官庁に適用される回復の基準が満たされる必要があります。次の状況においては、国際段階よりも国内段階で優先権の回復を請求することが望まれる場合もあります。

- 受理官庁が規則 26 の 2.3 と国内法とが不適合であると宣言している場合であって、規則 19.4 に従って受理官庁としての国際事務局に国際出願が送付されなかった場合。
- 受理官庁が優先権の回復を拒否した場合
- 国際段階で単に優先権の回復を請求しなかった場合

指定官庁に対して優先権の回復を請求する場合には、満たすべき要件及び取るべき手続があります。

(1) 国際出願が 2007 年 4 月 1 日以後に出願される必要があります。又は、国際出願が 2007 年 4 月 1 日より前に出願されている場合であって、PCT 第 22 条(1) の移行が 2007 年 4 月 1 日以後に行われる必要があります。

(2) 回復の請求は PCT 第 22 条に基づく適用される期限から 1 ヶ月の期間内に提出する必要があります。受理官庁が優先権の回復を拒否した場合であっても、優先権主張は出願に保留

されます。回復されなかったとしても優先権主張の出願日から、期限が計算されます。その期限には、PCT 第 22 条の期限も含まれます。

(3) その請求では、優先期間内に国際出願を提出されなかったことの原因を陳述すると共に、必要であれば、指定官庁²に申立て又はその他の証拠、及び、回復請求手数料を提出します。

(4) 当該指定官庁²に対して適用される回復の基準を満たしていれば、指定官庁が優先権を回復します。

(5) 指定官庁が規則 49 の 3.2 と国内法の不適合を国際事務局に通知している場合には、当該指定官庁において優先権の回復はできません。

受理官庁及び指定官庁として採用する基準、回復請求手数料の要否、回復の請求を裏付けるその他の証拠の要否についての一覧を準備中です。パテントスコープの PCT Resources において間もなく参照可能になります。官庁毎の適用される基準や要件については PCT 出願人の手引きの附属書 C 及び PCT ニュースレター及びオフィシャル ノーティス (PCT ガゼット) でお知らせします。

脚注

1. 以下の官庁は規則 26 の 2.3 と国内法の不適合を国際事務局に通知しました。
アルジェリア、ベルギー、ブラジル、コロンビア、キューバ、チェコ共和国、欧州特許庁、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、イタリア、日本、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、大韓民国、シンガポール、スペイン (2007 年 4 月 1 日付け)

2. 最終パラグラフ参照

3. 以下の官庁は規則 49 の 3.1 と 2 国内法の不適合を国際事務局に通知しました。
アルジェリア、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、チェコ共和国、欧州特許庁、ドイツ、ハンガリー、インド、インドネシア、日本、リトアニア、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、大韓民国、シンガポール、スペイン、スウェーデン、トルコ、米国 (2007 年 4 月 1 日付け)

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

— 日本語抄訳 —

2007年5月号 | No. 05/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際出願の電子出願及び処理

中華人民共和国国家知的所有権庁における電子形式の国際出願の受理と処理の開始
2007年5月1日から、中華人民共和国国家知的所有権庁は電子形式の国際出願の受理と処理を開始します。詳細が記載された2007年4月19日付けオフィシャル ノーティス（PCT ガゼット）は、次のアドレスから参照できます。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.htm

PCT リフォーム・ワーキンググループ

2007年4月23日から26日にかけて第9回 PCT リフォーム・ワーキンググループが開催されました。

規則改正の推薦

他の官庁による先の調査の結果を国際調査機関が考慮することを出願人が要求できるようにする規則改正提案がワーキンググループによって承認されました。これにより、2007年9月/10月に開催される PCT 同盟総会の次回会合において当該改正は検討されることになりました。この改正点は国際調査機関となる官庁自身が行った調査が考慮される可能性がある現時点の規則と類似しています。

その他に PCT 同盟総会に提出することが承認された改正は軽微な変更となります。その変更には、規則 29.1（明確化）及び規則 26 の 2.3(d）（受理官庁によって優先権の回復請求手数料の支払い期限を延長可能とする）があります。

国際段階における任意的な補充国際調査を実施するための規則の適切な改正点については、ワーキンググループにおいて合意に達しましたが、そのような制度が望ましいのかについては合意に至りませんでした。したがって、その規則改正を次回の PCT 同盟総会に提出することについても合意されませんでした。

将来の活動

規則を評価し、変化する要望に適合させ続けるという要望が存在する可能性はあるものの、ワーキンググループの議題の項目に、2000年の PCT 同盟総会で決定された活動範囲内のものがないことをワーキンググループは確認しました。その結果、PCT リフォーム委員会及びワーキンググループの作業は完結し、委員会及びワーキンググループの活動が終了することを正式に宣言することを、ワーキンググループは PCT 同盟総会に提言します。

第9回会合のレポート（文書 PCT/R/WG/9/8）とその他の会議文書は以下のウェブサイトでご覧いただけるようになります。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/r/wg/9

受理官庁ガイドラインの修正

受理官庁ガイドラインの多くの項目が修正され、2007年4月1日から発効しました。2007年4月1日以降に出願された国際出願に適用されます。受理官庁ガイドライン (RO/GL/RO/5) は、英語版及び仏語版がそれぞれ次のアドレスにおける “PCT Receiving Office Guidelines

(as in force from April 1, 2007)”において参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.htm

www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.htm

ブダペスト条約

ドミニカ共和国が2007年4月3日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託し、2007年7月3日からブダペスト条約に拘束されることとなります。これにより、締約国の数は67となります。

改正 PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

SG : シンガポール (PCT 規則 20.8(a), 20.8(b), 26 の 2.3(j), 49 の 3.1(g), 49 の 3.2(h))

2007年4月1日に発効するPCT規則20.8(a)及び20.8(b)(欠落部分及び要素の引用による補充)、26の2.3(j)(受理官庁による優先権の回復)、49の3.1(g)(受理官庁による優先権の回復の効果)及び、49の3.2(h)(指定官庁による優先権の回復)と国内法令が不適合であると通知後、シンガポール知的所有権庁は受理官庁又は指定官庁として、2007年4月1日から当該通知を取下げたことをWIPOに通報しました。

PCT規則20.3(a)(ii)及び(b)(ii)、20.5(a)(ii)及び(d)、20.6、26の2.3(a)から(i)、49の3.1(a)から(f)、そして、49の3.2(a)から(g)は2007年4月1日以後シンガポール知的所有権庁に適用されます。しかし、2007年4月1日以後の出願日を有する国際出願に限られます。

“PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities”における一覧は更新されています。

PCT 最新情報

(1) 優先権の回復の請求の受入

PCT ニュースレター No. 04/2007 で示した官庁に加えて、以下で紹介する官庁が、優先権の回復のために採用する基準(規則26の2.3(a)及び49の3.2(a))、及び、必要な場合には優先権の回復請求手数料(規則26の2.3(d)及び/又は49の3.2(d))を国際事務局に通知しています。

DK : デンマーク

受理官庁及び指定(選択)官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用すること、及び、受理官庁及び指定(選択)官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

PL : ポーランド

受理官庁及び指定(選択)官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用すること、及び、受理官庁及び指定(選択)官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

RS : セルビア

受理官庁及び指定(選択)官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用すること、及び、受理官庁及び指定(選択)官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

SG : シンガポール

受理官庁及び指定(選択)官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」及び「故意ではない」の両方を適用すること、及び、受理官庁及び指定(選択)官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

(2) その他の変更

AU : オーストラリア(優先権書類の手数料の変更)

EP : 欧州特許庁(PCT-EASY形式の願書を含む国際出願の受入)

2007年4月1日より、欧州特許庁(EPO)に出願されたPCT-EASY出願(つまり、

願書のデータと要約を記録した物理媒体と共に紙形式で出願された国際出願)は紙形式で出願された国際出願として処理することを、EPO が国際事務局に通知しました。EPO によって受領された PCT-EASY 物理媒体は無視されることとなります。更に、2007 年 4 月 1 日以降、EPO を受理官庁として出願した国際出願には、PCT-EASY 出願に対する手数料の減額措置が適用されません。

なお、EPO が受理官庁として選択された場合に対応するように、PCT-SAFE ソフトウェアの最新版は修正されています。

EPO は、epoline[®] オンライン出願ソフトウェア及び PCT-SAFE ソフトウェアを用いた完全な電子形式の国際出願は受付けています。

GB : イギリス (官庁の名称、ファクシミリ番号、e メールアドレス及びインターネットアドレスの変更)

官庁の名称

イギリス知的所有権庁 (特許庁の業務名)

FAX: (44-1633) 81 77 77

E-mail: pct@ipo.gov.uk (PCT 質問用)

enquiries@ipo.gov.uk (一般的な質問用)

internet: www.ipo.gov.uk

ID : インドネシア (送付手数料の変更)

IL : イスラエル (優先権書類の手数料、配列リストに関する要件、及び、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の出願に関する変更)

LY : リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ (一般情報)

SG : シンガポール (通信手段の変更、発明者の氏名及びあて名の提出期限の変更)

シンガポール知的所有権庁はファクシミリによって提出できる書類の種類を変更することを国際事務局に通報しました。手数料の支払いを伴わない書類のみが提出可能となります。そして、その書類の原本を提出することは必要がなくなりました。

また、シンガポールを指定 (選択) した場合における、発明者の氏名及びあて名の提出期限が明確化されました。

2007 年 4 月 1 日以後の出願であって、PCT 第 22 条又は第 39 条(1) における期間の満了前に、出願人の明示の請求によって国内移行した場合、つまり、PCT 第 23 条(2) 又は 40 条(2) に基づく明示の請求の場合には、発明所の氏名及びあて名の提出期限は以下の期限のうち遅い方となります。

(a) 優先日から 16 ヶ月、又は、優先権の主張がされていない場合には、出願日から 16 ヶ月。

(b) 国内移行日から 2 ヶ月。

調査手数料の変更 (連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦)、米国特許商標庁)

2007 年 7 月 1 日から、連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦) による国際調査のために支払う EUR の換算額が変更になります。また、米国特許商標庁による国際調査のために支払う CHF の換算額が変更になります。更に、受理官庁として国際事務局に支払う、米国特許商標庁の調査手数料の EUR の換算額が変更になります。

[インターネット最新／更新情報 \(http://www.wipo.int/pct/en/\)](http://www.wipo.int/pct/en/)

- PCT 規則の改正 : ビデオ講演

2007 年 4 月 1 日に発効する PCT 規則改正の英語版のビデオ講演を見ることができない場合が報告されています。この問題に対処するために、以下の FTP サイトからビデオが

利用可能となりました。

www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html

FTP サイトからビデオをダウンロードし、オフラインで見ることが可能です。

独語、スペイン語のビデオ講演もそれぞれ以下のアドレスでご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/de/video/files/changes07_256.asx

www.wipo.int/pct/es/video/files/changes07_256.asx

- 改正 PCT 規則の中国語、独語、日本語のパワーポイント資料
2007 年 4 月 1 日から発効する改正 PCT 規則の概略を説明する中国語、独語、日本語の
パワーポイント資料がそれぞれ以下のアドレスで参照可能です。
www.wipo.int/export/sites/www/pct/zh/texts/ppt/2007changes.ppt
www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/2007changes.ppt
www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/texts/ppt/2007changes.ppt
- 優先権の回復に関する一覧
PCT 規則 26 の 2.3 及び 49 の 3.2 に規定された優先権の回復に関する情報の一覧が参照
可能です。これらの情報は、受理官庁及び指定官庁により国際事務局に通達されたもの
です。
www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html
- 国際特許制度 2006—PCT 年次報告
「国際特許制度 2006—PCT 年次報告」が英語及び仏語で HTML 及び PDF 形式で参照可
能です。
www.wipo.int/pct/en/activity/
www.wipo.int/pct/fr/activity/
- 受理官庁様式
編集可能な独語の受理官庁様式が 2007 年 4 月 1 日付けで更新されて利用可能です。
www.wipo.int/pct/de/forms/ro/index.htm
英語と仏語の様式は以下のアドレスで利用可能です。
www.wipo.int/pct/en/forms/
www.wipo.int/pct/fr/forms/
- 願書及び請求書様式の記載例
願書様式 (PCT/RO/101) 及び請求書様式 (PCT/IPEA/401) の英語版、仏語版、独語版
及びスペイン語版の 2007 年 4 月版の記載例が参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/forms/
- PCT に関する一覧の更新
2007 年 5 月 1 日付けで以下の一覧が更新されました。「PCT 手数料の 75% 減額の適用」、
「PCT およびパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバー」。
www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf
www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf
「PCT 留保、宣言、通知及び不適合」の一覧も更新されました。英語、仏語、独語及び
スペイン語で参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf
www.wipo.int/pct/fr/texts/reservations/res_incomp.pdf
www.wipo.int/pct/de/texts/reservations/res_incomp.pdf
www.wipo.int/pct/es/texts/reservations/res_incomp.pdf
- PCT in the News
WIPO マガジンに掲載された PCT 関連記事が参照できます。
www.wipo.int/pct/en/news/index.html
上記サイトの “related links” にある “PCT Articles in the WIPO Magazine” をクリック
することで、1998 年から WIPO マガジンに掲載されている PCT 関係の記事を参照でき
ます。

WIPO マガジンの全文は以下のアドレスで参照可能です。

www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

複数の PCT 出願に関して PCT 規則 92 の 2 に基づき要請された変更

PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人、発明者又は代理人の変更の記録を多数の異なる国際出願について要請する場合、出願人又は代理人はそれぞれの国際出願について別々の書簡を提出するよりも、関係する PCT 出願番号の一覧を示した一通の書簡（書簡中に記載する又は付属書中に記載するに拘わらず）を国際事務局に提出することが推奨されます。これは、出願人／代理人の仕事量を軽減するだけでなく、全ての出願について同時に変更の記録を行う国際事務局の処理を促進するためです。そのような要請をする場合には、以下の点にご注意ください。

- **PCT 出願番号の一覧は非常に重要です。**単に「当該出願人／代理人によって出願された全ての国際出願に関して」との記載によって変更を要請するだけでは不十分です。
- 事務所の他の代理人が異なる国際出願について代理すべき場合には、各代理人が担当する国際出願に関して、**各代理人毎に個別の要請を行う必要があります。**

迅速な変更の記録が行われるためには、変更の記録の要請は受理官庁*よりも、国際事務局に直接送る必要があります。要請は一般的な PCT ファクシミリ番号

+41-22 338 82 70

まで、お送りください。（確認のための写しを郵送する必要はありません。）

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請に関する情報は、PCT ニュースレター No. 07/2005 の「実務アドバイス」及び、「PCT 出願人の手引き」の項目 427 から 431 をご参照ください。

www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf

（委任状の要件に関する重要な情報も記載されています。）

* 全ての受理官庁が一通の書簡によって複数の出願に関する変更の記録の要請を受理するわけではありません。

国際事務局における方式チームへの新たな連絡先

国際事務局における国際出願の処理は 12 チームで行われています（受理官庁としての国際事務局の役割を果たすチームも含まれます。）。今回、チーム毎の代表連絡先（電話及びファクシミリ番号及び電子メールアドレス）が設置されました。代表連絡先への電話とメッセージはチーム全体で受け取ることができます。代表連絡先は、出願人、代理人、官庁及び機関に送られる PCT 様式に担当官の名前と共に記載されています。代表連絡先の長所は、担当官が不在であっても、誰かが開庁日には質問に回答できるようになることです。公開された国際出願に関する連絡先は以下のアドレスで検索可能です。

www.wipo.int/pctdb/en/iateamlookup.jsp

入力欄に PCT 出願番号を入力することで、出願担当のチームの連絡先と責任者の名前が検索可能です。

実務アドバイス（国際出願の欠落要素及び欠落部分の後の提出）

Q: 最近、国際出願を出願したのですが、うっかり明細書の何頁かを付け忘れてしまいました。当該出願は 2006 年 4 月 25 日に出願した先の国際出願に基づいて優先権を主張していません。最初に記録された（2007 年 4 月 4 日）国際出願日に影響することなく、欠落頁を提出することは可能でしょうか。もし、可能であれば、どのようにすればよいのでしょうか。

A: 国際出願の欠落要素及び欠落部分の引用による補充に関する PCT 規則の改正（2007 年 4 月 1 日発効）によって、所定の要件（詳細は以下を参照）を満たせば、国際出願日に影響す

ることなく明細書の欠落頁を提出可能となりました。PCT 第 11 条(1)(iii)(d) 又は (e) に関する国際出願の要素（つまり、明細書全体又は請求の範囲全体）又は、国際出願の部分（つまり、明細書の部分、請求の範囲の部分、図面頁の部分又は全体）が先の出願に完全に含まれている場合に、改正された PCT 規則 20 によって、誤って付け忘れてしまった当該要素及び部分を国際出願日に影響することなく含ませることが可能です。これらの改正は 2007 年 4 月 1 日に発効しました。そして、その日以後に出願された国際出願に適用されます。（なお、PCT 第 11 条(1)(iii)に関する一つ以上の要素が受理官庁によって 2007 年 4 月 1 日より前に最初に受領された国際出願には適用されません。）

この新たな引用による補充の手続を用いるためには、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 国際出願中に先の出願の優先権が主張されていること。
- (2) 先の出願中に欠落要素又は欠落部分が完全に含まれていること（PCT 規則 20.6(b)）。
- (3) 願書に PCT 規則 4.18 に基づく引用による補充の陳述が記載されていること。これは、2007 年 4 月 1 日版の願書様式¹に最初から印刷されています。その願書様式が使われていない場合には、別個の引用による補充の陳述を国際出願と共に提出することが必要です。
- (4) 受理官庁に書面の通知によって補充の確認を行うこと。その中で、要素又は部分が国際出願に引用によって補充されることを説明する必要があります。この期限は、受理官庁によって PCT 第 11 条(1)(iii)に関する一つ以上の要素が最初に受理された日から 2 ヶ月、又は、受理官庁が出願の訂正の求めを発出している場合には、その求めの日から 2 ヶ月、となります（PCT 規則 20.7 参照）²。確認の通知は次の書類と共に提出する必要があります。
 - (a) 先の出願に記載されている要素の全体又は当該部分を含む一又は二以上の用紙
 - (b) 出願人が規則 17.1(a)、(b)又は(bの2)に基づき優先権書類を提出していない場合には、提出された先の出願の（単なる）写し
 - (c) 必要な場合には、先の出願の翻訳文（PCT 規則 20.6(a)(iii)参照）
 - (d) 欠落部分の場合には、先の出願のどこに当該部分が記載されているかに関する表示（該当する場合には、翻訳文のどこに記載されているか）

出願人が国際出願の要素又は部分が欠落していると気付いていない場合であって、出願が第 11 条(1) の要件を満たしているか、及び／又は、PCT の様式上の要件に適合しているかについて受理官庁が確認する際に、当該欠落を発見した場合には、受理官庁は次のいずれかを出願人に求めます。

- (1) 欠落要素の場合
 - (a) PCT 第 11 条(2)に基づく補充として欠落要素を提出する。この場合、国際出願日は受理官庁によって欠落要素が受理された日となります（他の第 11 条(1) の要件を全て満たしたとして）（規則 20.3(b)(i)参照）。又は、
 - (b) 規則 20.6 の引用による補充に従う確認を行う。この確認によって、欠落要素は第 11 条(1)(iii)に関する一つ以上の要素が最初に受理された日に含まれていたと考えられます。そして、国際出願日は第 11 条(1) の要件を全て満たした日となります（規則 20.3(b)(ii)参照）
- (2) 欠落部分の場合
 - (a) 欠落部分を提出することによって国際出願を補充する
 - (i) 国際出願日がまだ与えられていない場合には、欠落部分は国際出願に補充され、国際出願日は第 11 条(1) の要件が満たされた日となります（規則 20.5(b) 参照）。
 - (ii) 国際出願日が既に与えられている場合には、欠落部分は国際出願に補充され、国際出願日は受理官庁によって欠落部分が受理された日に訂正されます（規則 20.5(c)参照）。この場合、出願人は欠落部分を無視することを請求することによ

- て、元の出願日を維持することが選択できます（規則 20.5(e)）。
- (b) 規則 20.6 の引用による補充に従う確認を行う。この確認によって、欠落部分は第 11 条(1)(iii)に関する一つ以上の要素が最初に受理された日に含まれていたと考えられます。そして、国際出願日は第 11 条(1) の要件を全て満たした日となります（規則 20.5(d)参照）。

指定官庁（選択官庁）は限られた範囲内で受理官庁による引用による補充を認める決定を検査することができます（規則 82 の 3.1(b) から (d)）。

多くの受理官庁³及び指定官庁⁴が欠落要素及び欠落部分の引用による補充に関する PCT 規則と国内法令が不適合であることを国際事務局に通報しています。結果として、国際事務局に通報したこれらの受理官庁では引用による補充の規定は適用されません。代わりとして、欠落要素又は欠落部分が後に提出された場合には、次のように取扱われます。

- (a) 後の国際出願日が与えられる。又は、
- (b) 欠落部分の場合には、欠落部分を受理した日が国際出願日となるように訂正されるが、出願人が欠落部分を無視することを請求することによって元の出願日を維持することが可能（PCT 規則 20.5(e)）。

同様に、欠落要素及び欠落部分を後に提出した場合には、国際事務局に通報した指定官庁は国際出願を次のように取扱います。

- (c) 規則 20.3(b)(i) 又は 20.5(b)に基づいて国際出願に後の国際出願日が与えられたとして扱う。
- (d) 欠落部分の場合には、国際出願日は規則 20.5(c) に基づいて補充されたように扱う。その場合には、指定（又は選択）官庁は出願人に欠落部分を無視することを請求することによって元の出願日を維持する機会を与えなければならない（PCT 規則 82 の 3.1(d)）。

実務アドバイスの脚注

1. 電子形式で国際出願を提出する場合には、出願時に使用しているソフトウェアが陳述を含む更新がされているか受理官庁に確認することが必要です。
2. 要素の引用による補充の確認の通知が受理官庁によって PCT 規則 20.7(a) に基づく期間の満了後に受理された場合であって、当該出願が国際出願としては取り扱われないとする PCT 規則 20.4(i) に基づく出願人への当該官庁からの通知が行われる前であったならば、当該出願人の通知は期間内に受理されたものとみなす（PCT 規則 20.7(b)）。
3. 以下の受理官庁は PCT 規則 20.3(a)(ii)及び(b)(ii)、20.5(a)(ii)及び(d)及び 20.6 と国内法令とが不適合であることを、PCT 規則 20.8(a)に基づき国際事務局に通報しました。
ベルギー、キューバ、チェコ共和国、ドイツ、ハンガリー、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、フィリピン、大韓民国、スペイン、欧州特許庁
4. 以下の指定官庁は PCT 規則 20.3(a)(ii)及び(b)(ii)、20.5(a)(ii)及び(d)及び 20.6 と国内法令とが不適合であることを、PCT 規則 20.8(b)に基づき国際事務局に通報しました。
中国、キューバ、チェコ共和国、ドイツ、ハンガリー、インドネシア、日本、リトアニア、メキシコ、フィリピン、大韓民国、スペイン、トルコ、欧州特許庁

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

— 日本語抄訳 —

2007 年 6 月号 | No. 06/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 条文又は規則と国内法令との不適合通知の取下げ

スウェーデン（PCT 第 22 条(1)、及び、PCT 規則 49 の 3.1(g), 49 の 3.2(h)）

スウェーデンは、2002 年 4 月 1 日に発効した改正 PCT 第 22 条(1) と国内法令との不適合を通知していましたが（PCT ニュースレター No. 02/2002 参照）、この度、指定官庁としてスウェーデン特許登録庁はその通知を 2007 年 7 月 1 日より取下げることを国際事務局に通報しました。

更に、PCT 第 22 条(3) 及び第 39 条(1)(b) に従って、スウェーデン特許登録庁は指定官庁又は選択官庁としての国内移行期限を国際事務局に通報しました。2007 年 7 月 1 日から発効する国内移行期限は優先日から 31 ヶ月となります。（PCT 第 I 章及び第 II 章における国内移行期限の一覧は更新されます。）

また、スウェーデンは、2007 年 4 月 1 日に発効する PCT 規則 49 の 3.1(g)（受理官庁による優先権の回復の効果）及び、49 の 3.2(h)（指定官庁による優先権の回復）と国内法令が不適合であると通知していましたが（PCT ニュースレター No. 03/2006 参照）、指定官庁としてスウェーデン特許登録庁は 2007 年 7 月 1 日から当該通知を取下げることを WIPO に通報しました。

従って、PCT 規則 49 の 3.1(a)から(f)、そして、49 の 3.2(a)から(g)は 2007 年 7 月 1 日以降スウェーデン特許登録庁に適用されます。

上記適用に関係して、スウェーデン特許登録庁は、指定官庁（選択官庁）として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用することを、PCT 規則 49 の 3.2(g) に基づいて国際事務局に通報しました。

カナダ（PCT 規則 51 の 2.2(c)）

カナダは、PCT 規則 51 の 2.2(a)(ii) と国内法令との不適合を通知していましたが（PCT ニュースレター No. 02/2001 参照）、この度、指定官庁としてカナダ知的所有権庁は当該通知を 2007 年 6 月 2 日より取下げることを国際事務局に通報しました。従って、指定官庁によって書類又は証拠を要求できない条件に関する PCT 規則 51 の 2.2(a)(ii) は、2007 年 6 月 2 日からカナダ知的所有権庁において適用されます。

新しい PCT Wheel

2006 年 1 月から 2007 年 12 月の優先日を対象とした新しい“PCT Wheel”を PCT ニュースレター (No. 05/2007) の紙版と一緒に送付しました。この“PCT Wheel”はオーストラリア、メルボルンにある“Davies Collison Cave”の弁理士によって作成されました。“PCT Wheel”によって、PCT ユーザは、優先権書類の提出期限、19 条補正の提出期限、国際予備審査の請求の提出期限、国内移行期限、及び、国際公開のための 18 ヶ月の日を調べることができます。“PCT Wheel”を単に基本となる日（優先日の月（優先権が主張されていない場合には国際出願日）、又は、国際調査報告（ISR）の送付日）に合わせるように回転させることで、回転版の穴から関係する日が見ることができます。

数に限りがありますが、“PCT Wheel”を入手したい方には無料で提供します。請求を以下

のご連絡先までお送りください。

Fax: (41-22) 740 18 12

e-mail: publications.mail@wipo.int

なお、PCTの基本的な期限を計算する“PCT Time Limit Calculator”（PCTタイムリミット計算システム）がウェブにおいて無料で利用可能です。

www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html

当該計算システムの詳細はPCTニュースレター No.03/2006をご参照ください。

セルビアとモンテネグロ最新情報：PCTと欧州特許の拡張

2007年5月23日付けで、欧州特許庁（EPO）が旧セルビア・モンテネグロ連邦との協力と拡張協定に関する情報を発表しました。セルビアとモンテネグロに対するPCTの適用について（1(a)及び2(a)）、及び、欧州特許庁によって発表された欧州特許への拡張に関する情報の概要について（1(b)及び2(b)）以下に説明します。

（1）セルビア

(a) PCTの適用

PCTニュースレター No. 10/2006に記載したとおり、2006年6月3日にモンテネグロ共和国の議会によって採択された独立宣言を受けて、セルビアは2006年6月3日以降もPCTの効力は引き続き当該国において適用される旨の宣言を2006年9月19日に提出しました。その宣言に従い、セルビアの国民と住民は国際出願を出願できることとなります。また、セルビアは2006年6月4日以降に出願された国際出願において自動的に指定されます。2006年6月4日より前に出願された国際出願であって、セルビア・モンテネグロ連邦を指定していた国際出願はセルビアを指定しているとみなされます。詳細はPCTニュースレター No. 11/2006をご参照ください。

(b) 欧州特許の拡張

2006年6月3日より前には、セルビア・モンテネグロに対して欧州特許が拡張可能でした。セルビア共和国政府は、セルビアがユーゴスラヴィア連邦共和国と欧州特許機構の間の協定における権利を引き続き行使し、義務を果たすことを2006年11月27日に欧州特許庁に通報しました。2001年11月26日付けの当該協定は特許分野の協力について記載されており、セルビア・モンテネグロ連邦によって署名及び批准がされています。従って、セルビアに対して欧州特許の拡張が可能です。詳細な情報は2007年5月23日付けの欧州特許庁からの発表をご参照ください。

www.epo.org/patents/law/legal-texts/InformationEPO/archiveinfo/20070523.html

（2）モンテネグロ

(a) PCTの適用

モンテネグロの独立宣言（PCTニュースレター No. 10/2006）に関係する情報、及び、2006年6月3日から引き続きモンテネグロにおいてPCTが適用されることがPCTニュースレターNo. 01/2007に掲載されています。現在は、モンテネグロが提示した規則案に対して国際事務局から意見を提出しているところです。当該規則は、独立より前に出願され、セルビア・モンテネグロを指定している国際出願がモンテネグロにおいて有効となるような法的な根拠を与えるものです。当該規則はセルビアで手続が進められている国際出願、及び、国際出願に基づいてセルビアで与えられた特許についても規定しています。国際事務局はモンテネグロからの連絡を待っているところです。

国際事務局に当該規則の最終版が通報された際には、モンテネグロで国際出願又は特許が有効となることを望む出願人が取るべき手続や顕著な事項を明確にするための情報を公表する予定です。

(b) 欧州特許の拡張

上述のとおり、セルビアに対しては欧州特許を拡張することができます。しかし、欧州特許機構と旧セルビア・モンテネグロ連邦との間の協力と拡張協定に関して、モンテネグロ共和国政府から今のところ欧州特許庁に対して連絡がないことを、欧州特許庁が公表しています。欧州特許庁がこの件に関する更なる情報を入手した場合には、新たな発表がされる予定ですが、現時点で得られる情報は次のとおりです。

「... 欧州特許庁は以下の想定に基づいて協力と拡張協定の適用をします：」

「セルビアが協力と拡張協定に示された連邦の法的な継承国です。2006年6月4日から協力と拡張協定はモンテネグロの領土には適用されません。2006年6月3日より後に出願された欧州特許出願若しくはPCT出願であって、欧州段階に移行され、取得された欧州特許はセルビア領土のみに拡張が可能です。」

「2006年6月3日までに提出された審査結果待ちの欧州特許若しくはPCT出願であって、欧州段階に移行され、取得された欧州特許の保護はセルビア領土に拡張可能です。欧州特許庁はセルビア及びモンテネグロ当局と協力し、そのような出願や特許による保護がモンテネグロ領土まで拡張されるのか明確にする努力を行っているところです。」

詳細は上記のEPOの発表をご参照ください。

PCT 最新情報

CH : スイス (所在地及びあて先、電話及びファクシミリ番号、eメール及びインターネットアドレスの変更)

RU : ロシア連邦 (受理官庁に対する各種手数料の変更)

調査手数料及び国際調査に関係するその他手数料の変更 (欧州特許庁、連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦)、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

2007年6月7日から、連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦) による国際調査のために支払うUSDの額とCHF及びEURの換算額が変更になります。また、その他の国際調査に関係する手数料も変更になります。

2007年8月1日から、米国特許商標庁による国際調査のために支払うNZDの換算額が変更されます。また、欧州特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁による国際調査のために支払うUSDの換算額が変更になります。

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- 品質報告書
PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの第 21.17 項及び第 21.18 項に従い、国際調査及び予備審査機関が、国際機関としての業務のために実施している品質管理システムについての年次報告を作成します。2006 年の報告書が以下のアドレスで参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html
- ドイツ語のウェブサイト
ドイツ語のユーザの使い勝手を改善するためにドイツ語のウェブサイトが改善されました。ドイツ語の翻訳が利用できない場合を含む、英語及び仏語の資料へのリンクが設けられました。
www.wipo.int/pct/de/
- ドイツ語版 PCT 規則
2007 年 4 月 1 日発効の PCT 規則のドイツ語版 (PDF フォーマット) が参照可能です。

www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs.pdf

- PCT 規則の改正：ビデオ講演
2007 年 4 月 1 日に発効する PCT 規則改正の概要についての仏語、日本語、及び、ロシア語のビデオ講演が以下のウェブサイトで見ることができます。
www.wipo.int/pct/fr/video/files/changes07_256.asx
www.wipo.int/pct/ja/video/files/changes07_256.asx
www.wipo.int/pct/ru/video/files/changes07_256.asx
- PCT 経由の広域特許
広域特許が取得できる PCT 締約国の一覧が 2007 年 6 月 1 日付けで更新されて参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/reg_des.pdf

国際出願の電子出願及び処理

PCT-SAFE／epoline[®] オンライン出願ソフトウェアを用いた場合に、頁の計数に問題が生じる可能性

PCT-SAFE ソフトウェア 又は epoline[®] オンライン出願ソフトウェア を完全な電子形式の国際出願のために用いた場合（特に、2007 年 4 月 1 日発効の PCT 規則の改正に合わせたソフトウェアのバージョンを用いた場合）、限られた数ではありますが、出願人側（当該ソフトウェアを用いた出願人のソフトウェア）の願書の頁数と、サーバ側（受理官庁サーバ）における頁数とが異なる場合が生じています。スタイルシートの相違によって、出願人側の行間がサーバ側よりも大きくなってしまふことがあり得ることが判明しています。

当該ソフトウェアの問題によって願書の頁数の不一致が生じた場合に、国際事務局は、三十枚を超える用紙毎に支払う額に関して、出願人に不利益を生じさせないようにします。従って、国際事務局は次の手続を採用します。また、他の受理官庁にも同様な問題が生じた場合に、料金の問題に対して同様な解決策を採用することを勧めています。

- 出願人側でサーバ側よりも多くの頁を示していた場合には、出願人は国際出願手数料として、三十枚を超える用紙毎に支払う額を多く支払うことがあります。その場合には受理官庁は出願人に差額を払い戻します。
- 出願人側よりもサーバ側が多く頁を計数していた場合には、受理官庁は追加の頁に対する料金を徴収しません。

この問題を解決するための、行間を一致させる PCT-SAFE ソフトウェアのパッチ・プログラムが 2007 年 5 月 25 日にリリースされました。全ての PCT-SAFE 登録ユーザには連絡済みです。

（詳細は、以下の PCT-SAFE の更新を参照）

欧州特許庁もこの問題を解決するソフトウェアのためのパッチ・プログラムを間もなくリリースします。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアント パッチ・プログラムのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアのための 2007 年 5 月 25 日付けの更新パッチ・プログラムが PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

www.wipo.int/pct-safe/en/support/download_client.htm

当該パッチ・プログラムは 2007 年 4 月 1 日版の PCT-SAFE クライアント ソフトウェア（Version 3.51.018.193）の更新用です。クライアント ソフトウェアのその他のバージョン

の更新には使用できません。

当該パッチ・プログラムによって次の更新がされます。デンマーク、フィンランド、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン及びイギリスを受理官庁として出願するための 2007 年 4 月 1 日版願書の作成が可能になります。また、願書中に東欧諸国言語が正しく表示されるようになります。更に、PCT-SAFE ソフトウェアを用いて受理官庁としてのドイツ特許商標庁にオンライン出願が可能となります。

更なる情報は PCT-SAFE ウェブサイトをご参照ください。

www.wipo.int/pct-safe/en/index.htm

手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起

PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが、PCT の出願人や代理人が国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。

請求書は特定の PCT 出願を国際公開番号、公開日、発明の名称、国際出願番号、優先権に関する情報、IPC で特定しています。典型的な請求書にはユーロ又は US ドルで様々な国に対してチェックでの支払、及び／又は、送金するように記載されています。

最近、国際事務局に送られて来た請求書（ODM-Office Data Management、及び、IOPTS-International Organization for Patent and Trademark Service からの請求書）はそれぞれ EUR 981.50 及び EUR 1,499.50 をスロバキア及び米国の銀行に支払うように記載されています。類似の請求書は以下のアドレスで参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/warning/odm.pdf

www.wipo.int/pct/en/warning/iopts.pdf

WIPO ウェブサイト (www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm) では、同様な請求書を送付している企業名の一覧をご覧いただけます。

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

組織内で手数料の支払いを管理している担当者に上記の情報を周知することをお勧めします。疑わしい手数料請求書を受け取った場合には、WIPO の以下の連絡先にお問合せください。

電話番号 : (41-22)338 83 38

ファクス番号 : (41-22) 338 83 39

e-mail : pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス（欠陥の補充の求めがされていない場合における、差替え図面の提出）

Q: 国際出願を出願する際に、急いで作成した図面を提出してしまいました。その図面は十分な品質を担保していないと思われれます。しかし、今のところ、より良い品質の差替え図面を提出することを受理官庁から求められていません。受理官庁によって欠陥の補充の求め（様式 PCT/RO/106）が送られていない場合であっても、差替え図面を提出することは可能でしょうか。もし、可能であれば、期限はいつでしょうか。更に、国際事務局が国際公開後に差替え図面を受け取った場合には、指定官庁に送付してもらえるのでしょうか。

A: もし、提出した図面の品質が不十分であるのなら、受理官庁からの国際出願の欠陥の補充の求めを待つ必要はありません。図面の形式的な訂正をするために、出願人自らの判断で PCT 規則 26 に基づく差替え用紙を提出することが可能です（PCT 受理官庁ガイドライン、

第 209 項参照：www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro.pdf）。受理官庁による求めがなくとも差替え用紙を提出できるのは図面に限りません。国際出願の文字についても同様に適用されます。ご質問の場合では、受理官庁は訂正の求めの必要性を認めていないのかもしれませんが。しかし、受理官庁が訂正の求めをしなかったからといって、国内段階で PCT 規則 11 に基づく要件に適用することを指定（選択）官庁が出願人に求めることは可能です。

紙形式で出願された図面又は文字の品質が十分であるか否かを判断する際には、国際事務局によって公開目的でその頁がスキャンされることを年頭に置く必要があります。また、国際出願を 1 通のみ提出することを要求している受理官庁によっては、当該受理官庁が検索目的で（コピーまたはスキャンによって）国際出願の写しを準備することがあります。従って、図面の低品質の写しは調査の質に影響する可能性があります。

差替え用紙は、国際事務局ではなく、直接受理官庁に送る必要があります。そして、国際公開のために受理官庁から国際事務局にその用紙が送付されます。受理官庁から欠陥の補充が求められていない場合には、受理官庁に差替え用紙を提出する期限はありません。しかし、受理官庁の送付によって、国際公開の技術的準備が完了（通常、公開日の 15 日前）する前までに、国際事務局がその用紙を受理できるようにするためには、その用紙を十分な余裕を持って受理官庁に送る必要があります。その用紙が国際事務局に間に合って受理された場合には、国際公開の一部として公開されます。

もし、国際事務局による図面の受理が間に合わなかった場合には、指定官庁にはその図面は送付されません。国内段階において、各指定官庁に個別に差替え用紙を提出する必要があります。受理が間に合わなかった図面は WIPO ウェブサイトで公開される国際特許出願のデータベース（PatentScope）からは参照できません。しかし、国際事務局の有する一件書類に含まれることとなりますので、以下の方法で参照可能となります。

- 規則 94.1(a) に基づいて、手数料の支払いを条件として、出願人の承諾を得た者に対して当該図面は送付されます。
- 規則 94.1(b) に基づいて、手数料の支払いを条件として、国際出願の国際公開後、いかなる者に対しても当該図面は送付されます。

従って、受理官庁から訂正の求めを受領していない場合であっても、最初に提出した用紙ではコピーやスキャンによって公開の明瞭性が満たされない場合には、差替え図面を PCT 手順のできるだけ早い段階に提出することをお勧めします。

図面の形式的な要件については、PCT 出願人の手引きの第 I 巻 第 143 項から第 178 項をご参照ください。

www.wipo.int/pct/guide/en/

図面の欠陥の補充に関する詳細な情報については、PCT ニュースレター No. 01/2005、第 7 頁、実務アドバイスをご参照ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2007年7月号 | No. 07/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 条文又は規則と国内法令との不適合通知の取下げ**スウェーデン（PCT 規則 51 の 2.2）書類又は証拠を要求することができない場合**

スウェーデンは、PCT 規則 51 の 2.2(a)(i)及び(ii)と国内法令との不適合を通知していましたが（PCT ニュースレター No. 02/2001 参照）、この度、指定（選択）官庁としてスウェーデン特許登録庁はその通知を 2007 年 7 月 1 日より取下げることを国際事務局に通報しました。つまり、関連する表示又は申立ての真実性について合理的な疑義がない限り、次の書類又は証拠を要求することがスウェーデン特許登録庁はできなくなります。

- 発明者に関する表示
願書に発明者が記載されているとき又は発明者の特定に関する申立てがされているとき
- 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格
出願人の資格に関する申立てがされているとき

パテントスコープ検索サービス（www.wipo.int/pctdb）

フィンランドの PCT 国内移行情報の追加

フィンランド国立特許・登録委員会の協力によって、パテントスコープ検索サービスにフィンランドの国内移行情報が含まれることになりました。この追加によって、29 官庁の国内移行情報が入手可能です。提供されている官庁と日付の情報については次のアドレスを参照して下さい。

www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp

パテントスコープ検索サービスから、追加の出願状況の情報を提供している官庁のデータベースへのリンク機能がいくつかの官庁のデータベースに対して利用可能です。以下をご参照下さい。

www.wipo.int/pctdb/en/ia.jsp?IA=US2002023078&DISPLAY=NATIONAL

非公式コメントのパテントスコープからの取得

2004 年 1 月から国際調査機関の見解書に対する非公式コメントが国際事務局で受理されています。パテントスコープで利用可能な国際出願関係の書類を更に充実することを目的として、パテントスコープ検索サービスにおいて非公式コメントが近日参照可能になります。公開された国際出願の“documents”タブで閲覧できます。

2004 年 1 月 1 日から、PCT の第 I 章における国際調査手続のもと国際調査報告と一緒に見解書が公開されています。そして、国際調査機関の見解書で指摘された点に国際段階で対応するために、非公式に国際事務局に書面でコメント（非公式コメント）を提出することが可能です。これは、国際予備審査の請求をしない場合に特に有効である場合があります。

非公式コメントの運用の開始から、非公式コメントは優先日から 30 ヶ月経過後に公にされています。

- 国際事務局における国際出願の一件書類として（PCT 規則 44 の 3.1 及び 94.1）
- 適用される国内法によっては、指定官庁の一件書類として（国際予備審査の請求が提出されない場合には、非公式コメントは特許性に関する国際予備報告（第 I 章）と共に指定官庁に送達されます）

パテントスコープ検索サービスに将来的に加えられる書類及び今回追加される非公式コメントは公開された国際出願に関する情報の入手を促進します。

非公式コメントの提出に関する更なる情報は、PCT ニュースレター (No. 10/2004) の実務アドバイスをご参照下さい。

国内移行期限

国内移行期限の一覧の最新版が今月号のニュースレターに記載されています (英語版 8 頁及び 9 頁)。この一覧表は PCT の第 I 章及び第 II 章における国内移行期限を各指定官庁／選択官庁について示しています。

国内移行期限の一覧の英文最新版は以下のアドレスで参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time_limits.pdf

仏文最新版は以下のアドレスで参照可能です。

www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/time_limits.pdf

公報発行スケジュールの変更

2007 年 9 月 7 日の公開

2007 年 9 月 6 日 (木) が WIPO の閉庁日であることから、通常であれば、その日に公開される PCT 出願及びオフィシャル ノーティス (PCT ガゼット) は 2007 年 9 月 7 日 (金) (公開 no.36/2007) に公開されます。

技術的準備の完了する日が通常の公開日の 15 日前よりも長くなり、2007 年 8 月 22 日 (水) となります。つまり、変更を国際公開に反映させるためには、国際事務局に 2007 年 8 月 21 日 (火) の 24 時までに受理される必要があります。

2007 年 9 月 20 日の公開

2007 年 9 月 6 日 (木) が WIPO の閉庁日であることから、2007 年 9 月 20 日 (公開 no.38/2007) に公開される PCT 出願のための技術的準備の完了する日が通常よりも早くなり、2007 年 9 月 4 日 (火) となります (通常の 2007 年 9 月 5 日 (水) の代わり)。つまり、変更を国際公開に反映させるためには、国際事務局に 2007 年 9 月 3 日 (月) の 24 時までに受理される必要があります。

PCT 最新情報

(1) 優先権の回復の請求の受入

本件に関する詳細な情報は PCT ニュースレター No. 04/2007 をご参照ください。

優先権の回復に関する PCT 規則 26 の 2.3 及び 49 の 3.2 に基づき、受理官庁及び指定官庁によって国際事務局に提出された情報の英文による一覧が以下のアドレスでご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html

仏文による一覧は以下のアドレスでご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/fr/texts/restoration.html

BZ : ベリーズ

PCT ニュースレター No. 04/2007 及び 05/2007 において示した官庁に加えて、PCT 規則 26 の 2.3(i) 及び 49 の 3.2(g) に基づき、ベリーズ知的所有権庁は受理官庁及び指定 (選択) 官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」及び「故意ではない」の両方を適用すること、及び、受理官庁及び指定 (選択) 官庁に対する優先権の回復請求手数料を国際事務局に通知しました。

(2) その他の変更

BG : ブルガリア (各種手数料の変更)

DK : デンマーク (各種手数料の換算額の変更)

IS : アイスランド (所在地及び宛先の変更)

JP : 日本 (各種手数料の換算額の変更)

2007 年 9 月 1 日から日本国特許庁を受理官庁とする国際出願手数料及び 30 枚を超え

る用紙毎の料金の日本円での換算額が変更になります。更に、手数料表における PCT-EASY 及び電子形式の出願に対する減額の日本円での換算額も変更になります。

国際出願手数料 138,200 円 : 30 枚を超える用紙毎の料金 1,500 円

PCT-EASY 形式の出願に対する減額 9,900 円

願書、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式 (XML) である電子形式の国際出願に対する減額 29,600 円

LK : スリランカ (所在地及び宛先、電話番号及びファクシミリ番号、インターネットアドレスの変更)

MY : マレーシア (一般情報)

NL : オランダ (所在地、eメール及びインターネットアドレスの変更)

SE : スウェーデン (手数料及び国内移行時の特別な要件)

2007 年 7 月 1 日より指定 (選択) 官庁としてのスウェーデン特許登録庁に対する PCT 規則 51 の 2 に基づく特別な要件が変更されました。出願人が発明者でない場合の譲渡証書の提出が不要になりました。

調査手数料の換算額の変更 (オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会)

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- 中国語のウェブサイト
中国語のユーザの使い勝手を改善するために中国語のウェブサイトが改善されました。中国語の翻訳が利用できない場合に英語の資料へのリンクが設けられました。
www.wipo.int/pct/zh/

- 更に、2007 年 4 月 1 日に発効する PCT 規則改正の概要についての中国語のビデオ講演が以下のウェブサイトで見ることができます。
www.wipo.int/pct/zh/video/files/changes07_256.asx

- 留保及び不適合の一覧
全ての PCT 留保及び不適合を含む一覧が 2007 年 7 月 5 日に更新されて英語、仏語、独語、スペイン語でそれぞれ参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf
www.wipo.int/pct/fr/texts/reservations/res_incomp.pdf
www.wipo.int/pct/de/texts/reservations/res_incomp.pdf
www.wipo.int/pct/es/texts/reservations/res_incomp.pdf

- 国内移行期限の一覧の更新

国際事務局のご連絡先

国際事務局における PCT 受理及び処理セクションに対するお問合せは以下のご連絡先で受付けています。これらのご連絡先は以下の出願に関するご質問の場合にのみご利用下さい。

- 受理官庁として国際事務局に直接出願された国際出願
- PCT 規則 19.4 に基づき国際事務局を受理官庁とするように送付された国際出願
(つまり、出願された国内官庁がその出願の管轄受理官庁ではない場合、出願された言語が受理官庁によって認められていない場合、この規則に基づき手続が適用されることを国内官庁と国際事務局が合意した他の理由による場合)

電話番号 : (41-22) 338 92 22

FAX 番号 : (41-22) 910 06 10

E-mail : ro.ib@wipo.int

その他の特定の国際出願に関しては PCT 事業部までご連絡下さい。

FAX 番号 : (41-22) 338 82 70

又は、個別出願に関して発行された IB 様式に示してある FAX 番号にご連絡いただけます。更に、IB 様式には個別出願を担当する方式チームの電話番号も記載されています。PCT ニュースレター No. 05/2007 をご参照ください。

国際出願の出願及び国際段階における手続に関する一般的／法律的なご質問は、次の PCT 情報サービスまでご連絡ください。

電話番号 : (41-22) 338 83 38

FAX 番号 : (41-22) 338 83 39

E-mail : pct.infoline@wipo.int

PCT 関係の出版物のご注文は WIPO 電子ブックショップ (www.wipo.int/ebookshop/) をご利用いただくか、以下のご連絡先でご注文いただけます。

E-mail : publications.mail@wipo.int

FAX 番号 : (41-22) 740 18 12

実務アドバイス（取下げられた優先権主張に関する情報の第三者による取得）

Q: 先の国内出願に基づいた優先権主張を伴う国際出願を出願後、先の出願に国際出願に含まれていない情報があることに気が付きました。そして、その情報は先の出願で最初に公開されるべきではないものでした。先の出願に含まれるその情報を公衆が閲覧できないようにする方法があるのでしょうか。優先権書類と優先権主張についての情報が第三者に取得されないようにするためには優先権主張を取下げただけで十分でしょうか。

A: PCT に基づき優先権主張を取下げたとしても、PCT 出願に関する優先権書類自体と優先権主張の情報がどの程度第三者に閲覧可能になるのかは、以下（１）でご説明するように、優先権主張を取下げる時期に依存します。また、PCT システムのもとで取り得る手段は先の国内出願又は PCT システム外で出願した他の出願の状況と分けて考えることはできません（以下の（２）参照）。

（１）(a) 国際公開の技術的準備が完了する前に優先主張を取下げた場合
国際公開の技術的準備が完了する前（つまり、公開日の 15 日より前）に国際事務局によって優先権主張の取下げの通告が受領された場合

（取下げの通告を受理官庁に送達する場合には、受理官庁が国際事務局に国際公開の技術的準備が完了する前に通告できるように、更に早く送達する必要があります。）

- 国際事務局によるパテントスコープ検索サービス (www.wipo.int/pctdb/en/) 又は国際事務局に対する請求によって、優先権書類を第三者が取得することはできません（PCT 規則 17.2(c)(ii)）。
- 優先権主張に関する情報は公開された国際出願のフロント頁の書誌情報には含まれません。

しかし、第三者が国際事務局に一件書類中の文書の写しを請求した場合には、第三者が優先権主張についての情報を得ることが可能である点に留意が必要です。特に、願書様式（優先権主張は第 VI 欄に記載）又は優先権主張に関する書類（優先権主張の補充又は追加、優先権主張の取下げの通告）から情報を得ることが可能となります。

それらの書類の第三者による利用は PCT 規則 94.1(b)に基づいています。PCT 規則 94.1(b)は第三者が国際出願の国際公開後に国際事務局に一件書類中の文書の写しを請求できることを規定しています（PCT 第 38 条及び PCT 規則 44 の 3.1 及びサービスの費用の支払に従う限り）。

(b) 国際出願の国際公開前であって、国際公開の技術的準備が完了した後に優先主張を取下げた場合

国際公開の技術的準備の完了から実際の公開日までの 15 日間に、国際事務局によって優先権主張の取下げの通告が受領された場合

- 国際事務局によるパテントスコープ検索サービス又は国際事務局に対する請求によって、優先権書類を第三者が取得することはできません（PCT 規則 17.2(c)(ii)）。

しかし、

- 国際事務局が、公開された国際出願のフロント頁から優先権主張に関する情報を削除することは遅すぎるためにできません。
- 公開の技術的準備の完了後に優先権主張が取下げられたことを知らせる情報を国際事務局はパテントスコープ検索サービス（その国際出願の“notices”タブ）で公にします（PCT 規則 48.6(c)）。
- パテントスコープ検索サービスは優先権主張が取下げられたことを書誌情報の画面（“biblio. data”タブ）で指摘します。

従って、優先権主張がされた後に取下げられたことを、第三者は気付くことにはなりますが、優先権書類自体を参照することはできません。

(c) 国際出願の国際公開後に優先権主張が取下げられた場合

国際事務局が優先権主張の取下げの通告を国際出願が公開された後に受領した場合

- 国際事務局によるパテントスコープ検索サービス又は国際事務局に対する請求によって、優先権書類を第三者が取得可能となります（PCT 規則 17.2(c)）。
- 優先権主張に関する情報は公開された国際出願のフロント頁に既に記載されています。
- 国際公開後に優先権主張が取下げられたことを知らせる情報を国際事務局はパテントスコープ検索サービス（その国際出願の“notices”タブ）で公にします（PCT 規則 48.6(c)）。
- パテントスコープ検索サービスは優先権主張が取下げられたことを書誌情報の画面（“biblio. data”タブ）で指摘します。

（2）国内出願の取下げ、又は、その出願を優先権主張するその他の出願

国際公開の技術的準備が完了する前に優先権主張を取下げることができたとしても（（1）(a) 参照）、適用される国内法に基づいて先の国内出願が公開されないように、先の国内出願も取下げる必要があります。同様に、PCT システム以外でその他の出願がされていた場合には、それらも取下げることが必要です。つまり、優先権書類が閲覧されること、又は、優先権主張に関する情報が公開されることを防ぐために、PCT 出願における優先権主張を取下げるとは、先の出願やその他の関係する出願からその出願や関係する情報が閲覧可能となる要件には何ら影響を与えません。

国際公開の技術的準備が完了する前に優先権主張を取下げることができなかった場合（（1）(b)及び(c)参照）、PCT システムでは優先権主張に関する情報（場合によって優先権書類自体）が第三者に閲覧可能となったとしても、先の出願自体や PCT システム外のその他の出願から閲覧される情報は制限できる可能性があります。場合によっては、情報の取得を防ぐより、情報の取得を制限する方が最適の方法かもしれません。そして、緊急事態として、適用される国内法毎に対応することになります。

（3）PCT における優先権主張の取下げに関して

優先権主張は優先日から 30 ヶ月を経過する前にいつでも取下げることができます（PCT 規

則 90 の 2.3(a))。また、優先権主張の取り下げによって優先日に変更が生じる場合には、もとの優先日から起算してまだ満了していない期間は、変更の後の優先日から起算します（つまり、国際出願日、又は、他の優先権主張がある場合には、最先の優先権主張を取下げた結果による新たな優先日から再起算）（PCT 規則 90 の 2.3(d)）。また、PCT 規則 90 の 2 に基づく他の種類の取下げと一緒に優先権主張の取下げを提出すること、及び、様式 PCT/IB/372（取下げの通告）を用いることが推奨されています。様式 PCT/IB/372 には、国際公開を防ぐことが可能である期間に、取下げの通告が国際事務局によって受領されたことを取下げの条件とできるチェック欄が設けてあります。

なお、取下げによって国際公開日又はその他の優先日の前に公開された先行技術文献が新規性及び進歩性の判断の対象に含まれることから、優先権主張を取下げる前に、取下げが新規性及び進歩性の判断に与える影響について十分検討することが必要です。

優先権主張の取下げに関する説明は、「PCT 出願人の手引き」第 460-461 項をご参照下さい。また、国内移行期限を延長するために優先権主張を取下げることに关しては PCT ニュースレター No. 01/2003 をご覧下さい。

以下の情報の一覧

国内移行期限一覧、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2007年8月号 | No. 08/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

ブダペスト条約

オマーンが2007年7月16日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は68になります。オマーンはPCTの締約国でもあります。ブダペスト条約はオマーンにおいて2007年10月16日に発効します。

世界貿易機関（トンガの加盟）

2007年7月27日にトンガが世界貿易機関（WTO）に加盟しました。トンガはパリ条約の締約国ですが、PCTの締約国ではありません。トンガの加盟によって、WTOの締約国数は151となります。

国際出願の電子出願および処理

米国特許商標庁への出願時における署名文字列中の弁護士・代理人（practitioner）の登録番号記載について

米国特許商標庁を受理官庁としてEFS-Webを用いて国際出願を電子出願する場合に、米国特許商標庁に対して出願人の法定代理人となる登録弁護士・代理人（a registered patent practitioner）が署名者であるならば、登録番号を署名文字列（つまり、手書きの署名ではなく、スラッシュで挟まれた署名）の一部として記載するか、署名文字列の直下又は隣接して記載する必要があります。

PCT-EASY zip ファイルとして願書様式を提出する出願の場合、スラッシュに挟まれた署名文字列に登録番号が含まれる必要があります。例えば、

/John Doe, Reg. No. 99999/

登録特許弁護士・代理人による登録番号がない署名文字列は正しい署名とはならず、署名がない文書として扱われます。米国特許商標庁は受理官庁として、正しい署名をした紙形式のものを再度提出するように出願人に通知します。

署名者の名前は署名の下側又は署名に隣接して記載する必要があります。PCT-EASY モードの場合には、署名者の名前は“Names” 頁で記入されたものが、電子署名の下側にソフトウェアによって自動的に印刷されます。

RO/US 又は EFS-Web の完全な電子出願に関する更なる情報は、米国特許商標庁の EFS-Web サポート e-mail : EBC@uspto.gov 又は フリーダイヤル : 866 217 91 97 までお尋ねください。

PCT-EASY zip ファイルとしての願書様式を含む RO/US に対する完全な PCT 電子出願に関する情報は PCT ニュースレター No. 12/2006 の「実務アドバイス」に記載されています。更に、次のアドレスの “Instructions for the use of PCT-SAFE in combination with EFS-Web (e-filing with RO/US)” においてガイドラインがご参照いただけます。

www.wipo.int/pct-safe/en/support/user_documentation.htm

RO/IB に対する手数料の支払いに関する変更

国際事務局を受理官庁（RO/IB）として国際出願を出願する場合に、RO/IB に対して直接銀行送金することによって支払を行うための口座番号及び SWIFT コードが変更になりました。

CHF Account
number (IBAN): CH51 0483 5048 7080 8100 0

USD Account
Number (IBAN): CH17 0483 5048 7080 8200 0

EUR Account
Number (IBAN): CH33 0483 5048 7080 8200 3

SWIFT code: CRESCH ZZ80A

RO/IB に対する送付手数料、調査手数料、国際出願手数料の支払い方法の更なる情報については以下をご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/filing/modes.htm

PCT 締約国において適用される保護の種類

PCT 経由で取得できる各締約国の保護の種類に関する一覧が PCT ニュースレター No. 09/2005 に掲載されましたが、その後、幾つかの国が PCT の締約国となったり、所定の国で適用される特許以外の保護の種類が変更になったりしています。当該一覧の最新版が PCT ニュースレター（英語版）9 頁から 12 頁に掲載されています。また、次のアドレスでも参照いただけます。

www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/typesprotection.pdf

PCT 最新情報**（１）優先権の回復の請求の受入**

本件に関する詳細な情報は PCT ニュースレター No. 04/2007 をご参照ください。
優先権の回復に関する PCT 規則 26 の 2.3 及び 49 の 3.2 に基づき、受理官庁及び指定官庁によって国際事務局に提出された情報の英文による一覧が以下のアドレスでご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html

仏文による一覧は以下のアドレスでご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/fr/texts/restoration.html

SY : (シリア・アラブ共和国)

上記アドレスにおける一覧で示された官庁に加えて、PCT 規則 26 の 2.3(i)及び 49 の 3.2(g)に基づき、商工業所有権局（シリア・アラブ共和国）は受理官庁及び指定（選択）官庁として、優先権の回復の基準は「相当な注意」及び「故意ではない」の両方を適用することを国際事務局に通知しました。

（２）その他の変更

ユーロでの手数料の支払い（幾つかの官庁）

2007 年 10 月 1 日から幾つかの受理官庁（下記参照）に対する国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙毎の料金の EUR での換算額が変更になります。更に、手数料表の項目 3 における電子形式の出願に対する減額の EUR での換算額も変更になります。

AT, BA, BE, CZ, DE, EP, ES, FI, FR, GR, IB, IE, IT, LT, LU, LV, MC, NL, PT, SI, SM

AP : アフリカ広域知的所有権機関（電話番号の追加）

AU : オーストラリア（各種手数料の換算額の変更）

- BA : ボスニア・ヘルツェゴビナ (官庁の名称、所在地及び宛先、電話番号及びファクシミリ番号、e-mail 及びインターネットアドレスの変更)
- BG : ブルガリア (保護の種類の変更)
- ES : スペイン (各種手数料の変更)
- HR : クロアチア (代理人に関する要件の変更)
- HU : ハンガリー (通信手段及び各種国内手数料の変更)
- IS : アイスランド (各種手数料の換算額の変更)
- JP : 日本 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関)
日本国特許庁は特許手続のための微生物寄託機関として東京大学分子細胞生物学研究所 (IAM) を削除することを通報しました。
- MD : モルドバ (翻訳文の提出期限及び各種手数料の変更)
- NL : オランダ (通信手段の変更)
- NZ : ニュージーランド (所在地及び宛先、各種手数料の換算額の変更)
- PG : パプアニューギニア (所在地及び宛先、電話番号の変更)
- PH : フィリピン (電話番号及びファクシミリ番号の変更)
- PL : ポーランド (電話番号及びファクシミリ番号の変更)
- PT : ポルトガル (ファクシミリ番号及び e-mail アドレス、各種手数料の変更)
- SM : サンマリノ (国内移行時の特別な要件の変更)
- SY : シリア・アラブ共和国 (電話番号及びインターネットアドレスの変更)

調査手数料の換算額の変更 (オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、日本国特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁)

2007 年 9 月 1 日より欧州特許庁、スペイン特許商標庁及びスウェーデン特許登録庁による国際調査のために支払う CHF による換算額が変更になります。また、日本国特許庁による国際調査のために支払う KRW による換算額が変更になります。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの最新版のリリース

2007 年 7 月 1 日付け PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの最新版 (Version 3.51.022.197) が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

www.wipo.int/pct-safe/en/support/download_client.htm

この最新版 ("build 197") には次の機能が含まれています。

- 2007 年 4 月 1 日版のロシア語の願書様式
- RO/AU に出願するための 2007 年 4 月 1 日版の願書様式
- 受理官庁としてのリビア工業所有権庁 (RO/LY) の情報
- pdf 文書のための操作の改善
- 手数料及びその他の PCT に関する更新

更なる情報は PCT-SAFE ウェブサイトでご参照できます。

www.wipo.int/pct-safe/en/index.htm

パテントスコープの強化

パテントスコープ検索サービス

PCT 出願の公報を見つけて特定することが容易となるように、パテントスコープ検索サービスにおいて PCT に関する文書を提示する機能が強化されました。公開された国際出願 (後に公開された国際調査報告又は PCT 規則 4.17 に基づく申立てなどの公開された国際出願の一

部をなす他の文書)は“documents”タブの頁の一番上に提示され、パテントスコープで利用可能な当該国際出願に関するその他の書類とは分けて表示されます。更に、文書の異なったフォーマット(PDF, HTML, ZIP など)が見つかりやすくなりました。文書を見るために利用可能なファイルの種類又は文書を印刷するために利用可能なファイルの種類が明確になりました。

www.wipo.int/pctdb/en/

パテントスコープ ウェブサイトの更新

PCT 出願人及び工業所有権庁に利用可能な PCT データ及びサービスに関する全ての情報が更新され次のアドレスでご覧いただけます。

www.wipo.int/patentscope/en/data/

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- FAQ

次の2つの項目がFAQに追加されました。

「PCT 規則改正、2007年4月1日」(改正に関する一般的な質問、及び、優先権の回復、欠落部分及び引用による補充、明白な誤記の訂正に関する特定の質問)

「規則 49.6；第 22 条に規定する行為を行わなかった場合の権利の回復」

www.wipo.int/pct/en/faqs/index.html

- PCT 経由で取得できる各締約国の保護の種類に関する一覧

- ロシア語のウェブサイト

ロシア語のユーザの使い勝手を改善するためにロシア語のウェブサイトが更新されました。

www.wipo.int/pct/ru/

- PCT プレゼンテーション

“The Patent Cooperation Treaty (PCT) and its advantages” と題する PCT の概略を説明する英語版プレゼンテーションが更新されました。

www.wipo.int/pct/en/presentations/pct_presentations.html

- セミナー資料

PCT 手続について解説した、中国語、英語、仏語、独語及び日本語のセミナー資料が更新されました。

www.wipo.int/pct/en/seminar/

手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起

PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが(最近では、No. 06/2007 に掲載)、PCT の出願人や代理人が国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。

そして、“ODM – Register of International Patents” 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは

WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

実務アドバイス（第三者による発明者のあて名の取得）

Q: 出願人の代理として国際出願を出願する予定ですが、国際出願の対象がかなり扱いの難しいものとなっています。発明者は公開された国際出願によってあて名が第三者に知られることを心配しています。発明者に関する情報を第三者に知られないようにするために、当該情報を国際出願から削除する方法、又は、国際出願の一件書類から削除する方法はあるのでしょうか。

A: 指定（選択）官庁の少なくとも一つが国内出願の出願時に発明者の氏名及びあて名を記載することを要求している場合には、PCT 第 4 条(v) 及び PCT 規則 4.1(a)(iv) 及び 4.6(a) に基づき、願書には発明者の氏名及びあて名を記載する必要があります。また、米国を指定する場合には、国際出願中において発明者を出願人として記載する必要があります。*

願書様式に記載されている発明者及び出願人に関する情報は、公開された国際出願のフロント頁（書誌情報中）によって自動的に公開されます（PCT 規則 48.2(b)(i)（公開から所定の情報を削除することを要求することは PCT ではできません）。パテントスコープ検索サービスの書誌情報画面にも、願書に記載された発明者のあて名、又は、国際公開後に PCT 規則 92 の 2 に基づいて記録された変更されたあて名が表示されます。更に、国際事務局の一件書類に含まれる発明者のあて名が記載されている可能性がある書類が PCT 規則 94.1(b) に基づき閲覧されることもあります。

しかしながら、願書様式に記載するあて名が発明者の「自宅の」あて名であることを PCT は要求していません（PCT 規則 4.4(c)）— 代わりにして、発明者の雇用者のあて名を使用することが通常は可能です。特定の理由によって、これが不可能又は望まれない場合、どのあて名を記載するかについては出願人／発明者の問題となります（及び、関係する指定官庁の国内法の問題）。国際段階においては、国際事務局は発明者の自宅のあて名以外のあて名を使うことに対して異議を唱えません。

他には、願書様式にあて名を単に記載しない方法があります。この場合には、受理官庁から発明者（又は出願人／発明者）のあて名が記載されていないことに対して連絡があることがあります。あて名を記載しないことを選択し、受理官庁の訂正の求めに返答しなかったとしても、出願の手続は単に継続されることとなります。そして、発明者のあて名がないままで当該出願は公開されます。よって、この欠陥の結果は国内段階の問題となります。

願書様式に発明者の氏名及びあて名を記載することを要求する指定官庁がありますが、国内段階において当該情報が補充されることを認めている官庁があります。また、オーストリア、中国、イスラエル、スペインは発明者のあて名を要求しません。PCT 出願人の手引きの附属書 B1 及び B2 に (www.wipo.int/pct/guide/en/) 発明者の氏名及びあて名を記載することについての指定官庁における要件が示されています。多くの指定官庁では、願書様式に当該情報が含まれていることが要件となっても、PCT 第 22 条及び第 39 条(1)の期限後に願書中に当該情報がない場合には、その指定官庁は所定の期間内に要件を満たすことを出願人に求めています。

発明者である旨の申立てには発明者のあて名を記載する必要があります。国際段階において、発明者である旨の申立てを提出し、当該申立てが国際公開の技術的準備が完了する前に到達したならば、当該申立ては公開されます。当該申立ての記載項目を決定するのは米国の法律であり、米国の国内法の要件を満たさなかったことによる扱いも米国の法律で規定されています。米国法及び発明者のあて名に関する実務に関するご質問は米国特許商標庁にお問合せ

ください。なお、発明者である旨の申立ては国内段階において提出することが可能です。

願書における発明者のあて名の記載に関して、記載することができない特別な理由がある場合を除いて、国内段階において問題が生じることを避けるために、願書に発明者のあて名をいつも記載することを推奨します。上記したように、あて名は発明者の自宅のあて名である必要はありません。

- * PCT 規則 4.5(a)(ii) 及び 4.6(a) において、願書様式に出願人 及び／若しくは 発明者のあて名を記載するように規定されています。しかし、PCT 規則 26.2 の 2(b) は、少なくとも出願人のうちの一人であって受理官庁に国際出願をする資格を有する者の名称及びあて名が記載されている場合には、十分であるとみなしています。よって、受理官庁は出願人に他の出願人／発明者のあて名を補充することを求めません。

以下の情報の一覧

PCT 経由で取得できる各締約国の保護の種類に関する一覧、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2007年9月号 | No. 09/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

WIPOにおける上級PCT職員の変更

ジェイ アースリング（Jay Erstling）氏の退職

WIPOにおいてPCTオフィスの部長を4年間務めた後、カミール イドリス（Kamil Idris）事務局長の部長–アドバイザーを1年間務めたジェイ アースリング氏が最近WIPOを退職し、知的財産分野における更なる活躍の場を求めて米国に帰国しました。

PCTオフィスの部長として、アースリング氏はPCT事業、管理及び法務を担当していました。また、アースリング氏は1976年から1986年までWIPOの工業所有権課で法律の専門家として働いていたこともあります。

アースリング氏はミネソタ セントポールにある大学（the William Mitchell College of Law）の法学の教授となりました。更に、ミネソタ ミネアポリスにある知的財産事務所（Patterson, Thunte, Skaar and Christensen）の顧問（Counsel）にも就任しています。

アースリング氏が献身とプロフェッショナルの精神によってPCTオフィスで残した卓越した功績に感謝すると共に、今後の更なるご活躍を祈念いたします。

次期PCT同盟総会盟について

WIPO加盟国総会の一部として第36会期PCT同盟総会がジュネーブにおいて2007年9月24日から10月3日に開催されます。

同盟総会はPCT規則の修正提案（文書PCT/A/36/2）を採択する予定です。採択された場合には、基本的には2008年7月1日に発効することになります。修正内容は次のとおりです。

- 国際調査：国際調査機関として行動する官庁以外の官庁による先の調査結果の利用
- 優先権の回復：受理官庁に回復請求手数料を支払う期限の延長
- 取下げたとみなされる国際出願：国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局に到達したPCT規則90の2.1に基づく取り下げの通告が国際公開を唯一確実に取下げることができることを明確化

更に、同盟総会は次の提案を議論します。

- ブラジル国立工業所有権機関を国際調査機関及び予備審査機関に選定するブラジルの提案（文書PCT/A/36/6）、インド特許庁を国際調査機関及び予備審査機関に選定するインドの提案（文書PCT/A/36/10）
- PCT規則48.3(a)に基づく国際公開言語にポルトガル語を加えるブラジルからの提案（文書PCT/A/36/9）、韓国語を加える大韓民国からの提案（文書PCT/A/36/8）
- PCTリフォーム・ワーキンググループで詳細に議論した補充国際調査システムを採用するためのPCT規則の修正提案に基づいたフランスの提案（文書PCT/A/36/7）（規則の修正規定は文書PCT/A/36/1のAnnex IIに掲載）
- 国際出願手数料及び取扱手数料を15%減額するためのPCT手数料表の修正に関する米国及び日本の提案（文書PCT/A/36/11）

また、今次同盟国総会では次の議題も議論されます。

国際事務局が受理するPCT国際出願数の予算化されていない変動に応じて、職員の数を変えることを許容する「柔軟な対応（flexibility formula）」の改訂（文書PCT/A/36/5）

前回の PCT リフォーム・ワーキンググループの結果を含む PCT のリフォーム作業に関する状況をノートする (文書 PCT/A/36/1)

PCT に基づく国際機関によって行われている品質管理についての報告をテイクノートする (文書 PCT/A/36/3)

PCT に基づく現在の国際調査及び予備審査機関の選定を 10 年間延長することを認める (文書 PCT/A/36/4)

今期 PCT 同盟総会の議論のために配布された全ての文書は以下のアドレスで参照可能です。
www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=13306

同盟総会の結果については PCT ニュースレターの 10 月号 (No.10/2007) に掲載します。

米国特許商標庁から国際事務局への優先権書類の電子送付

米国特許商標庁は、国際出願の処理を支援する電子システムを改良し、2007 年 8 月 31 日から稼動することを発表しました。この改良によって、出願人が PCT 規則 17.1(b)に従って請求をした場合に、米国特許商標庁が米国優先権書類を電子的に国際事務局に送付できるようになりました。そして、米国優先権書類の電子送付が自動化されたことによって、2007 年 8 月 31 日以降に米国特許商標庁を受理官庁として出願された国際出願 (RO/US) に関する優先権書類の送付のために手数料は請求されません。

したがって、出願人が 2007 年 8 月 31 日以降に RO/US に国際出願を出願し、国際事務局に優先権書類を送付することを RO/US に請求するために、願書 (PCT/RO/101) の該当欄にチェックをすると (「優先権主張」第 VI 欄の認証謄本の送付) (PCT-SAFE ソフトウェアを用いた場合には、優先権の頁の該当欄にチェック)、出願が紙形式でされたか電子形式でされたかにかかわらず、米国特許商標庁は米国優先権書類を国際事務局に無料で電子的に送付します。2007 年 8 月 31 日より前に出願された国際出願については PCT 規則 17.1(b)に従い、国際事務局に米国優先権書類を送付するための \$20 の優先権書類手数料が必要です。

更なる情報は、この変更に関する米国特許商標庁の発表をご覧ください。

www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/preognotice/e_pd_ib.pdf

PCT 最新情報

米国ドルでの手数料の支払い (幾つかの官庁)

2007 年 11 月 15 日から幾つかの受理官庁 (下記参照) に対する国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙毎の料金の USD での換算額が変更になります。更に、手数料表の項目 3 における電子形式の出願に対する減額の USD での換算額も変更になります。

AM, AP, AZ, BW, BY, BZ, CO, CR, CU, EA, EC, EG, GE, GH, IB, IL, IN, KE, KG, KZ, LR, MD, NI, PG, PH, RU, SC, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZM, ZW

DO : ドミニカ共和国 (管轄国際調査及び予備審査機関の特定)

ME : モンテネグロ (管轄受理官庁の特定)

US : アメリカ合衆国 (各種手数料の換算額の変更) 上記参照

調査手数料等の換算額の変更 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、米国特許商標庁)

フランス、オランダ又はトルコの国内官庁に代わり行われた国内出願の先の調査であって、拒絶理由が存在する当該先の調査に対して支払われた調査手数料は、欧州特許庁が国際調査を行う場合に当該先の調査が利用されるときには払い戻されるが、2007 年 1 月 1 日以降に出願された国内出願であって、先の調査がベルギー及びルクセンブルグの代わりに行われた場合にも当該払い戻しは適用される。

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- PCT 同盟総会の文書
次期 PCT 同盟総会の情報については前の記事をご参照ください。
- PCT 出願人の手引き
PCT 出願人の手引きの次の部分が 2007 年 4 月 1 日発効の PCT 規則改正に合わせて更新されました。
 - 国際段階の説明
 - 国際段階の目次
 - 国内段階の説明

これらはパテントスコープの PCT リソースでご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/guide/en

フランス語の翻訳は準備中です。

なお、上記のインターネットアドレスにおいて e-mail の更新情報サービスを受けることができます。そのサービスをご利用いただくと、週毎の出願人の手引きの更新情報と更新箇所へのリンクに関する情報を毎週 e-mail で入手することができます。

- PCT 法律文書索引
PCT システムの 2007 年 4 月の変更に対応するために PCT 法律文書索引が更新されました。この索引は特定の関心事項に関する PCT 法律文書（条約、規則、実施細則、様式及びガイドライン）の条文を調べる際に役立ちます。
www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index07.pdf

手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起

PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが、PCT の出願人や代理人が国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IOIP – Organization for Intellectual Property” 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 及びパリ条約の締約国及び WTO のメンバー

PCT 規則 4.10(a)に基づき、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において、若しくは締約国について、又は同条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）の加盟国である国において、若しくは国についてされた先の出願に基づいて、国際出願において優先権を主張することができます。

パリ条約の締約国及び WTO メンバーと共に PCT の締約国が一覧となった表が PCT ニュースレター No.08/2006 に掲載されたものから更新されました。

www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

ブダペスト条約

ブダペスト条約の加盟国一覧；ブダペスト条約の第9条(1)(a)に基づく受託する旨の宣言を提出した政府間工業所有権機関の一覧

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約は、専門機関に微生物の試料を寄託することによって、微生物を含む発明の開示及び微生物及びその他の生物材料の使用が出来るようにするものです。これにより、ブダペスト条約締約国の国内特許庁若しくは当該条約の第9条(1)(a)に基づき受託する旨の宣言を提出した広域官庁に対しては、特許権を取得するために各国毎に試料を寄託する必要がありません。

PCT ニュースレター No. 09/2006 に掲載された当該条約の締約国及び当該条約の第9条(1)(a)に基づく受託する旨の宣言を提出した政府間工業所有権機関の一覧が更新されて、英語版のPCTニュースレターの今月号に掲載されています。

実務アドバイス（優先権書類の送付の遅延）

Q: 出願人の代理として先の国内出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願を出願しました。出願人は先の出願を出願したとき違う国に住んでいたため、国際出願を出願した受理官庁は先の出願がされた官庁とは同じではありません。従って、願書様式において、受理官庁に対して先の出願の認証謄本を作成し国際事務局に送付することを請求することができませんでした。優先日から16箇月という国際事務局への認証謄本の送付の期限が間もなく来ます。しかし国内官庁からまだ認証謄本を受け取っていません。もし、国際事務局に期限内に認証謄本を提出できなかった場合には、優先権主張はどうなるのでしょうか。

A: 一般的には、優先権書類（先の出願を受理した当局が認証したその出願の謄本）は優先日から16箇月以内に国際事務局に提出しなければなりません（PCT規則17.1）。しかしながら、期間内に国際事務局に優先権書類を提出することができなかった場合でも、優先権書類が国際出願の国際公開の日前に到達すれば、国際事務局は当該期間の末日に優先権書類を受理したものとみなすことから、更なる時間があることがあります（国際公開は、PCT第21条(2)(b)に基づき早期の公開を請求しなければ、通常はPCT第21条(2)(a)に基づき優先日から18箇月を経過した後速やかに行われます。）。PCT規則17.1には優先権書類は国際事務局若しくは受理官庁に提出することが記載されていますが、国際出願の出願後に送付する場合には、**国際事務局に直接送付**することをお勧めします。

期間内に国際事務局が優先権書類を受理した場合、又はPCT規則17.1(b)に基づき国際事務局に優先権書類を送付することを請求した場合には、国際事務局は、指定官庁の明示の請求に応じて、（しかし、国際出願の国際公開の後）優先権書類が受理された日（又は、受理されたとみなされた日）の情報と共に、優先権書類の写しを当該指定官庁に提供します。この場合には、出願人は指定官庁から優先権書類の写しを提出することを要求されることはありません（PCT規則17.2(a)）。

国内段階で余分な作業を避けるために、期間内に優先権書類が国際事務局に受理されるようにする必要があります。PCT規則17.1(a)に規定された期間内に優先権書類が国際事務局に提出されなかった場合（そして、PCT規則17.1(b)が適用されない場合*）、以下に留意する必要があります。

- その場合でも、適用される期間を過ぎて優先権書類が受理されたことを示した上で、国

* 先の出願が受理官庁と同じ官庁に出願されていた場合には、出願人は、優先権書類を提出することに代えて、優先日から16箇月以内に受理官庁に優先権書類を作成し及び国際事務局に送付するよう請求することができます。好ましくは、願書（PCT/RO/101）の「優先権主張」第VI欄の認証謄本の送付にチェックを入れる、又は、PCT-SAFEソフトウェアを用いた場合には、優先権の頁の該当欄にチェックを入れることで請求します。

際事務局は指定官庁に優先権書類を送付します。—しかし、指定官庁は出願人に新たな認証した謄本を請求することができます。

- 指定官庁は相当の期間内に、出願人に優先権書類を提出する機会を与えた後でなければ、優先権の主張を無視することはできません（PCT 規則 17.1(c)）。
- 指定官庁は、先の出願が国内官庁としての当該指定官庁に出願されている場合には、優先権の主張を無視することはできません（PCT 規則 17.1(d)）。

2004 年に PCT 規則 17.1(b の 2) が採択され、出願人は受理官庁若しくは国際事務局に優先権書類を電子図書館から入手することを請求できるようになっています。しかしながら、この新規則を使える体制がまだ整っていません。PCT 実施細則（まだ、修正されていない）に従って、将来的には電子図書館から受理官庁若しくは国際事務局は優先権書類を入手可能となります。このように、優先権書類を提出する代わりに、関係する機関に優先権書類を電子図書館から入手することを、そして受理官庁の場合には国際事務局に電子図書館から入手した優先権書類を送付することを、優先日から 16 箇月以内に請求できるようになります。更に、PCT 実施細則に従って優先権書類が電子図書館から利用可能な場合には、指定官庁は優先権の主張を無視することはできません（PCT 規則 17(d)）。

以下の情報の一覧

PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバー、ブダペスト条約の締約国、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2007年10月号 | No. 10/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たな PCT 締約国

アンゴラ（国コード：AO）

アンゴラが 2007 年 9 月 27 日に加入書を寄託し、2007 年 12 月 27 日から PCT に拘束されることになりました。2007 年 12 月 27 日以降に出願された国際出願は自動的にアンゴラの指定を含むこととなります。

更に、アンゴラは PCT の第 II 章にも拘束されますので、2007 年 12 月 27 日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にアンゴラを選択を含むこととなります。

また、アンゴラの国民及び居住者は 2007 年 12 月 27 日から PCT に基づく国際出願を出願することができます。

パリ条約

アンゴラの加入

アンゴラが 2007 年 9 月 27 日に工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。その結果として、パリ条約の締約国数は 172 となります。アンゴラは 2007 年 12 月 27 日からパリ条約に拘束されます。この加入によって、PCT ニュースレター No. 09/2007 に記載されたパリ条約の締約国の一覧（PCT の締約国及び WTO のメンバーの一覧）が更新されることとなります。

WIPO 加盟国総会

第 36 会期 PCT 同盟総会を含む WIPO 加盟国総会がジュネーブにおいて 2007 年 9 月 24 日から 10 月 3 日に開催されました。

PCT 同盟総会

補充国際調査

PCT 同盟総会は補充国際調査という新たなシステムを導入することを承認しました。そのシステムは、第一 “main” 国際調査に加えて、第一国際調査を実施した国際調査機関とは別の国際機関によって 1 以上の補充調査が行われることを出願人が請求できるようにします。このシステムによって、国際段階で更に完全な先行技術の調査が行われることが期待されます。特に、第一調査を実施する機関が効果的に調査できない言語の文献が調査されることとなります。ただし、国際調査機関は補充調査サービスを行うか否かを決定できますし、サービスを行う場合には、サービスを行う条件を決めることができます。

新しい補充国際調査を導入する PCT 規則の改正は 2009 年 1 月 1 日に発効します。この改正は発効日以後の国際出願のみに適用されるのではなく、補充調査を請求し実施できる期限を満たせば、出願済みの出願にも適用されます。いずれにしても、補充国際調査は少なくとも一つの国際調査機関がサービスを開始する準備が整うまでは利用できません。発効する規則及び関連する詳細事項及び合意文は PCT/A/36/1, 7 及び 7 Add. に記載されています。なお、このシステムの更なる説明は今後発行される PCT ニュースレターに掲載予定です。

国際機関の選定及び再選定：品質管理システム

PCT 同盟総会はブラジル国立工業所有権機関及びインド特許庁を国際調査及び予備審査機関として選定しました。選定は当該官庁と国際事務局との必要な取決めが発効してから有効

になります。当該官庁はそれぞれ 14 及び 15 番目の国際調査及び予備審査機関となります。更に、PCT 同盟総会は既存の 13 機関の選定を 10 年間延長しました。これに関係して、PCT 同盟総会は国際機関の品質管理に関する現状報告 (PCT/A/36/3) をノートしました。この報告はパテントスコープの PCT リソースの頁で参照できます。

www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html

PCT 公開言語

PCT 規則 48.3 に基づく公開言語に韓国語とポルトガル語が加わりました。ブラジル国立工業所有権機関が国際機関として選定されたことで、これらの言語で出願された国際出願は国際段階において翻訳を要求されることなく手続を進めることが可能となりました。この改正は 2009 年 1 月 1 日以降の国際出願日を有する国際出願に適用されます。

その他の事項

PCT 同盟総会は上記の他に 2008 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の改正を承認しました。この改正は、所定の規定の経過措置に従うことを条件として、2008 年 7 月 1 日以降の出願日を有する国際出願に適用されます。以下に示すこれらの改正は PCT/A/36/2 に記載されています。

- 先の調査結果の利用
(現在の規定では、出願人は国際調査機関に当該調査機関が行った先の調査結果の利用を請求することが可能ですが、他の国際調査機関又は国内官庁が行った先の調査結果の利用を請求することも可能となります。)(新たな PCT 規則 4.12 及び 12 の 2 参照)
- 受理官庁による優先権の回復
(受理官庁に回復請求手数料を支払う期限が延長可能となります。)(改正 PCT 規則 26 の 2.3(d) 参照)
- 取下げたとみなされる国際出願
(国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局に到達した取り下げの通告が国際公開を唯一確実に取下げることができることを明確化しました。)(改正 PCT 規則 29.1(v))

PCT 同盟総会は出願人が PCT 手数料の減額によって利益を得ることができる発展途上国及び後発発展途上国を決定することが可能な基準を研究することを国際事務局に要請しました。しかし、今回は一律の PCT 手数料の減額に関する同意は得られませんでした。

PCT 同盟総会は、上記の改正の承認と共に、PCT リフォーム委員会及び PCT リフォーム・ワーキンググループの作業が完結し、委員会及びワーキンググループの活動が終了することを決定しました。また、PCT 同盟総会に提出しなければならない事項を検討する必要が生じた場合には、PCT 同盟総会に直接その事項を提出する代わりに準備作業を行う新たなワーキンググループを設置する提案が了承されました。

優先権書類のデジタル アクセス サービス

パリ同盟総会、PCT 同盟総会及び特許法条約 (PLT) 同盟総会は、承認された優先権書類のデジタル アクセス サービス のシステムアーキテクチャ、基本原則及び枠組み規定、及び実施するための作業が進行中であることをノートしました。このサービスは、出願人が最初の出願がされた特許庁で認証された紙等でできた謄本を提出する代わりに、第二国の特許庁に電子図書館から優先権書類を入手することを請求できるようにします。

特許法条約 (PLT)

過去に行われた PCT 実施細則の二ヶ所の変更を PLT に適用することを決定したことに加え (PLT/A/3/1)、PLT 同盟総会は、条約の加盟国の官庁において関係する目的のために使用できる次の国際様式の雛形を承認しました。

- 出願人又は特許権者の記録の変更に関する請求書

- 移転の証明書
- ライセンスの記録及び記録の取消しに関する請求書
- 安全利益の記録及び記録の取消しに関する請求書

更なる情報

全ての会議文書（利用可能となった会議のレポートを含む）はWIPO ウェブサイトからダウンロードすることができます。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/36

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=a/43

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pl/a/3

PCT 規則の改正に関する情報はパテントスコープ ウェブサイトの PCT リソースで利用可能になります。

www.wipo.int/pct

休暇時期における国際事務局の閉庁日及び公報発行スケジュール

国際事務局の閉庁日

年末・年始の国際事務局の閉庁日は、週末に加えて 2007 年 12 月 20 日、25 日、26 日及び 2008 年 1 月 1 日、2 日になります。国際事務局は 2007 年 12 月 21 日、24 日、27 日、28 日及び 31 日は業務を行います。新年は 2008 年 1 月 3 日より業務を開始します。

PCT 情報サービスの停止日

PCT 情報サービスは 2007 年 12 月 24 日（月曜日）から 2008 年 1 月 2 日（水曜日）まで停止します。PCT 情報サービスは 2008 年 1 月 3 日（木曜日）午前 9 時（ジュネーブの時間）に再開します。

なお、休暇時期においても PCT 情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、録音機能が使用できるとともに、緊急時に用いられる電話番号を知ることができます。PCT 情報サービスは国際出願の出願及びそれに続く PCT の国際段階での手続についての一般的なご質問にお答えするサービスです。

特定の国際出願に関するお問合せは担当チームに直接お願いいたします。担当チームのお電話番号は IB 様式に記載されています。特定の案件に関する送付を行う場合には、PCT 事業部（Fax : (+41-22) 338 82 70）若しくは IB 様式に記載されているファクシミリ番号にお送りください。

公開スケジュールと技術的準備の完了する日

休暇時期においても 2007 年 12 月 20 日（木曜日）を除いて、PCT 出願は通常の公開日である木曜日に公開されます。2007 年 12 月 20 日（木曜日）は WIPO の閉庁日となりますので、次の日の 2007 年 12 月 21 日（金曜日）に公開されます。しかし、2007 年 11 月 29 日の公開から、技術的準備の完了する日が通常の公開日の 15 日前より早くなります。通常に戻るのには、2008 年 1 月 24 日公開分からとなります。詳細は以下の表をご参照ください。

上記期間に公開される国際出願に関して、国際公開に変更を反映させたい出願人は上記日程に留意する必要があります。例えば、国際公開を防ぐことが可能な期間内に、出願人が PCT 規則 90 の 2.1(c)、90 の 2.2(e) 及び 90 の 2.3(e) に基づく国際出願の取下げ、指定又は優先権主張の取下げを希望する場合、PCT 規則 46.1 に規定される期限が迫っている中で、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正を提出することを望む場合、PCT 規則 92 の 2 に基づいて出願人、代理人、共通の代表者、発明者の表示の変更を望む場合、国際出願にこのような変更が反映されるためには、通知が国際事務局に以下の表の右欄に示された日までに届く必要があります。

国際事務局に通知を行う場合には、好ましくはファクシミリで、技術的準備の完了する日より前に出来るだけ早く提出されることを強くお奨めします。国際事務局が何らかの процедуруを取る必要が生じた場合には、より多くの時間がかかることを考慮していただく必要があります。

| 国際公開: 休暇時期に変更となる日 | |
|--------------------------|--------------------------|
| 国際公開日 | WIPO に出願人の通知が届く必要がある最終日 |
| 木曜日、 2007 年 11 月 29 日 | 月曜日、 2007 年 11 月 12 日 |
| 木曜日、 2007 年 12 月 6 日 | 金曜日、 2007 年 11 月 16 日 |
| 木曜日、 2007 年 12 月 13 日 | 木曜日、 2007 年 11 月 22 日 |
| 金曜日、 2007 年 12 月 21 日 | 水曜日、 2007 年 11 月 28 日 |
| 木曜日、 2007 年 12 月 27 日 | 火曜日、 2007 年 12 月 4 日 |
| 木曜日、 2008 年 1 月 3 日 | 月曜日、 2007 年 12 月 10 日 |
| 木曜日、 2008 年 1 月 10 日 | 金曜日、 2007 年 12 月 14 日 |
| 木曜日、 2008 年 1 月 17 日 | 月曜日、 2007 年 12 月 31 日 |

PCT 最新情報

(1) 優先権の回復の請求の受入

本件に関する基本的な情報は、PCT ニュースレター No. 04/2007 をご参照ください。優先権の回復に関する PCT 規則 26 の 2.3 及び 49 の 3.2 に基づき、受理官庁及び指定官庁によって国際事務局に提出された情報の一覧が英文及び仏文でそれぞれご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html

www.wipo.int/pct/fr/texts/restoration.html

CN : 中国

上記一覧に示された官庁に加えて、PCT 規則 26 の 2.3(i) に基づき、中華人民共和国国家知識産権局は受理官庁として、優先権の回復の基準は「故意ではない」及び「相当な注意」の両方を適用することを国際事務局に通知しました。

(2) その他の変更

BE : ベルギー (手数料に関する変更)

BR : ブラジル (所在地及び宛先、電話番号及びファクシミリ番号、e-mail 及びインターネットアドレス、通信手段、手数料、代理人に関する要件、に関する変更)

DO : ドミニカ共和国 (一般情報)

EG : エジプト (電話番号及びファクシミリ番号の変更)

FI : フィンランド (PCT-EASY フォーマットの願書を伴う国際出願の受領に関する変更)

JP : 日本 (文書の郵送の証拠に関する変更)

日本国特許庁は、郵政当局以外の信書便事業を用いて亡失若しくは遅延をした場合に、

文書の郵送の証拠を認めるための要件を変更しました。民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業が所定の基準を満たし、総務大臣に許可されているものである場合には、2007年10月1日より日本国特許庁は証拠を受理することになります。特定信書便事業者の一覧は次のウェブサイトでご覧いただけます。

www.soumu.go.jp/yusei/pdf/tokutei_g.pdf

US : 米国 (手数料の変更)

2007年8月31日以降、優先権書類に関する手数料(PCT規則17.1(b)に従う)はUSPTOを受理官庁として出願された国際出願に関しては支払う必要がなくなりました。

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料の変更 (米国特許商標庁)

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアント パッチ・プログラムのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアのための2007年10月1日付けの更新パッチ・プログラムがPCT-SAFEウェブサイトからダウンロード可能です。

www.wipo.int/pct-safe/en/support/download_client.htm

当該パッチ・プログラムは2007年7月1日版のPCT-SAFEクライアントソフトウェア (Version 3.51.022.197) の更新用です。クライアントソフトウェアのその他のバージョンの更新には使用できません。

当該パッチ・プログラムによって次の更新がされます。

- EURによる国際出願手数料(2007年10月1日発効)、USDによる国際出願手数料(2007年11月15日発効)に関する手数料表の更新
- 委任状に関するANNEX Fにおけるファイル名の付け方の規定との整合
- その他の軽微な機能強化
- その他のPCT関係の更新

詳細情報はPCT-SAFEウェブサイトでご覧いただけます。

www.wipo.int/pct-safe/en/

Epoline[®] オンライン出願ソフトウェア

Epoline[®] オンライン出願ソフトウェアの最新版 (Version 3.20) が無料でepoline[®] ウェブサイト (www.epoline.org) から入手可能であることに伴い、欧州特許庁 (EPO) は2007年11月1日からVersion 2.10 又はそれ以前のソフトウェアによる国際特許出願 (欧州特許出願も同様) の受付を取止めることをWIPOに通報しました。

詳細情報は以下のアドレスでご覧いただけます。

www.epo.org/patents/law/legal-texts/InformationEPO/archiveinfo/20070130.html

特許協力条約及びPCT規則 (2007年4月版)

国際事務局は2007年4月1日に発効した特許協力条約 (PCT) 及びPCT規則の中国語版と独語版を出版しました。

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- 特許協力条約及びPCT規則の中国語版
2007年4月1日に発効した特許協力条約 (PCT) 及びPCT規則の中国語版がPDFフォーマットでご覧いただけます。
www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct_regs.pdf
www.wipo.int/export/sites/www/pct/zh/texts/pdf/pct.pdf
- PC PCT in the News
WIPO マガジンに掲載されたPCT関連記事が参照できます。
www.wipo.int/pct/en/news/index.html

上記サイトの“related links”にある“PCT Articles in the WIPO Magazine”をクリックすることで、1998年からWIPOマガジンに掲載されているPCT関係の記事を参照できます。

WIPOマガジンの全文は以下のアドレスで参照可能です。

www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

- ロシア語の国際予備審査請求様式
ロシア語の2007年4月版国際予備審査請求様式(PCT/IPEA/401)が編集可能なPDFフォーマットで利用可能です。
www.wipo.int/pct/en/forms/

パテントスコープ検索サービス (www.wipo.int/pctdb)

EPOのPCT地域移行情報

パテントスコープ検索サービスに欧州特許庁のPCT地域移行情報が加わりました(関心のある国際出願の“national phase”タブの中)。これで30の官庁の国内移行情報がご覧いただけます。官庁の一覧と提供されている情報の期間は次のアドレスで確認いただけます。

www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp

パテントスコープ検索サービスを用いてこれらの官庁の国内/地域移行情報を検索することができます。PCT国際移行情報は4つの検索インデックスを用いて検索可能です(国内移行国コード、国内移行日、国内段階出願番号、国内移行した出願の種類)。詳細はPCTニュースレター No. 03/2007に記載されています。

見解書に対する出願人の非公式コメント

2004年1月以降に出願された国際出願の国際調査機関の見解書に対する出願人の非公式コメントがパテントスコープ検索サービスでご覧いただけるようになりました(関心のある国際出願の“documents”タブの中)。これらの文書は優先日から30ヶ月経過後に参照可能になります。

配列リストの公開に関する変更

パテントスコープにおける配列リストの公開が更に完全に使い易くするために変更されました(www.wipo.int/pctdb/en/sequences/)。

更なる情報は次のアドレスに記載されています。

www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2007/news_0010.html

実務アドバイス

国際調査報告を作成しない旨の宣言を受理したことによる結果

Q: 私の国際出願について国際調査報告を作成しない旨を宣言する様式PCT/ISA/203を受け取りました。私の出願は国際調査機関(ISA)が調査を行わない対象に関するものだという理由からです。この国際出願は結果としてどのように扱われるのでしょうか。また、私が提出した受理官庁は管轄国際調査機関として複数の機関を指定しています。この特定の対象を調査する他の国際調査機関によって他の調査を要求することは可能でしょうか。

A: PCT規則に基づき国際調査機関による調査を要しないとされており、特に、国際調査機関が調査しないことを決定している対象に関する国際出願の場合に、当該国際調査機関は有意義な調査が行うことができないと判断して、国際調査報告(ISR)を作成しない旨を宣言(様式PCT/ISA/203)します。国際調査機関は国内/地域の法律の規定に基づき、国内/地域における特許付与手続で認められている対象を調査することになっている場合があります。国際調査機関が調査しないことを決定できる対象の一覧はPCT規則39.1に規定されています。特定の国際調査機関によって調査されない対象に関する情報はPCT出願人の手引きの附属書Dの関係する頁で参照することが可能です。しかし、詳細については、関係する国際調

査機関に直接お問合せいただくことをお奨めします。国際出願を出願する前に、選択しようとしている国際調査機関が調査しない対象について確認しておくことが大切です。

国際調査報告を作成しない旨の宣言は国際調査機関が次のような場合に有意義な調査がすることができないと判断した場合にも作成されます。

- 明細書、請求の範囲又は図面が所定の要件を満たしていない場合
- ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列リスト及び／又はテーブルが所定の基準及び技術的な要件を満たさない場合、又は、電子形式で提供されていない場合

国際調査報告が作成されなかったとしても、そのことが国際出願の有効性に影響を与えることはありません。公開や指定／選択官庁への送達などの手続は継続されます。しかしながら、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正を提出することはできませんし、原理的に、国際予備審査請求書や PCT 第 34 条に基づく国際出願の補正を提出することができるとしても、国際予備審査機関は関係する請求の範囲を審査する義務を負いません (PCT 規則 66.1(e))。国内段階では、PCT 第 28 条(1) 又は第 41 条(1) に基づいて、官庁に対して出願の補正を提出する機会が与えられます。補正は出願時における国際出願の開示の範囲を超えることはできません。

PCT 第 17 条(2)(a) に基づき国際調査報告が作成されない旨の宣言が作成された場合であっても、通常は形式的に PCT 規則 43 の 2.1(a) に基づいて見解書 (様式 PCT/ISA/237) が作成されます。しかし、通常は見解書には本質的な見解は含まれません。国際調査報告が作成されなかったため有意義な見解が作成されないことが当該様式の第 III 欄に国際調査機関によって記録されることとなります。国際事務局は特許性に関する国際予備報告 (IPRP 第 I 章) (様式 PCT/IB/373) に同様な記録をすることとなります。様式 PCT/ISA/237 の国際調査機関の通知に続いて国際事務局が出願人からの非公式コメントを受理した場合には、国際事務局は単に指定官庁に当該非公式コメントを送達します (非公式コメントについての更なる情報は PCT ニュースレター No. 10/2004 の実務アドバイスをご参照ください)。

他の国際調査機関に更なる国際調査を請求することは、現在の PCT 規則では認められていません。しかし、新たに採用された補充国際調査システムの規則が発効し、補充国際調査報告を作成する準備が整ったことを少なくとも一つの国際調査機関が発表すれば、この状況は近い将来変わることとなります (詳細は PCT 同盟総会の記事参照)。しかし、この新たなシステムが開始したとしても、最初の国際調査機関によって第 17 条(2)(a) に基づく宣言がされた場合であって、その宣言が補充調査をするために特定された機関が調査を開始する前に当該機関で参照可能になった場合には、当該機関は補充国際調査報告を作成しないことを決定できます。当該機関がそのような宣言を行った場合には、出願人と国際事務局に迅速に通知されることとなります (PCT 規則 45 の 2.5(e))。国際調査報告を入手できない場合には、出願に対して民間による先行技術調査を依頼することは可能です。

国際調査報告が無いことによって、国内段階で特許を取得できる可能性について評価することが難しくなります。しかし、指定 (選択) 官庁によって決定はされるのであり、どの対象が特許可能であるのかについては各官庁の国内／地域の法律が適用されることから、国際調査報告が作成されなかったということが各官庁による特許付与手続を経て異なった結果を生じることとなります。

国際調査機関が所定の対象を調査しないことに関する更なる情報は PCT 出願人の手引きの国際段階、パラグラフ 279 をご覧下さい。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2007年11月号 | No. 11/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT Newsletter 発行に関する重要な変更

PCT Newsletter は 1994 年 3 月から月刊誌として発行してきました。また、1997 年 1 月からは WIPO ウェブサイトから無料でご覧いただけるようにしました。

（www.wipo.int/pct/en/newslett/）

2006 年前期には紙の PCT 出版物 –PCT 公報及び PCT 出願人の手引き– が完全にオンラインによる提供に切りかわりました。更に、その他の多くの WIPO の出版物（及びニュースレター）も電子形式のみで利用可能です。よって、PCT Newsletter についても、現在の出版物の傾向から電子形式のみで発行することは問題ないと考えられます。従い、2008 年 1 月から Newsletter の印刷版を発行することを WIPO は中止します。この決定はこの変更を支持する非常に多くの PCT ユーザと協議した後になされました。結論として、**2008 年 1 月から、PCT Newsletter はインターネットによってのみ入手可能となり、Newsletter のための定期購読料は必要なくなります。**

電子版の Newsletter 購読者は、印刷版の購読者よりも早く Newsletter を入手することが可能です（印刷版の Newsletter を印刷し、製本し、配達するのに要する時間のため）。また、電子版の購読者は PCT e-mail 更新サービスの恩恵を受けることも可能です。更新情報サービスによって、各号がインターネットから入手可能になると、その号へのリンクを含む e-mail がサービスの申込み者に配信されます。e-mail は次のアドレスの該当欄に e-mail アドレスを入力することで配信されるようになります。

www.wipo.int/pct/en/newslett/

PCT Newsletter の新しい電子版は 2008 年 1 月よりリンクを含む HTML 形式で提供されます。そして、検索可能な PDF の過去の資料の中に、PDF 形式で順次蓄積されます。

改正 PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

EP 欧州特許庁(PCT 規則 4.10(d), 20.8(a), 20.8(b), 26 の 2.3(j), 49 の 3.1(g) 及び 49 の 3.2(h), 49.6(f) 及び 51 の 2.1(f))

2007 年 12 月 13 日に欧州特許条約の改訂版（EPC2000）が発効するのに伴い、欧州特許庁は受理官庁若しくは指定官庁として、2007 年 12 月 13 日より国内法令との不適合通知の多くを取下げます。

- 2000 年 1 月 1 日に発効した PCT 規則 4.10(d)（パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関の加盟国に関する優先権主張）（PCT Newsletter No. 12/1999 参照）
- 2007 年 4 月 1 日に発効した PCT 規則 20.8(a) 及び 20.8(b)（欠落要素及び部分の引用による補充）（PCT Newsletter No. 06/2006 参照）
- 2007 年 4 月 1 日に発効した PCT 規則 26 の 2.3(j)（受理官庁による優先権の回復）、49 の 3.1(g)（受理官庁による優先権の回復の効果）、49 の 3.2(h)（指定官庁による優先権の回復）（PCT Newsletter No. 02/2006 参照）（欧州特許庁に適用される回復の基準は「PCT 最新情報」参照）
- 2003 年 1 月 1 日に発効した PCT 規則 49.6(f)（第 22 条に規定する行為を行わなかった場合の権利の回復）（PCT Newsletter No. 02/2003 参照）（欧州特許庁に適用される回復の基準は「PCT 最新情報」参照）

- 2001年3月1日発効したPCT規則51の2.1(f)（優先権主張の有効性に関係する場合に優先権書類の翻訳文を提出）（PCT Newsletter No. 02/2001 参照）

このことによって、2000年1月1日に発効したPCT規則4.10(a)及び(b)、20.3(a)(ii)及び(b)(ii)、20.5(a)(ii)及び(d)、20.6、26の2.3(a)から(i)、49.6(a)から(e)、49の3.1(a)から(f)、49の3.2(a)から(g)及び51の2.1(e)は2007年12月13日から欧州特許庁に適用されます。不適合通知の取下げに伴う経過措置は欧州特許庁の公報に掲載されます

（www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj_index_e.htm）。また、“PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities”は更新されます。

（www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf）

更に、EPC2000が発効することにより、現在、国際調査及び予備審査機関としての欧州特許庁に適用されているPCT規則40.2(c)及び(d)、68.3(c)及び(d)に基づく仮の異議手続は2007年12月13日以降に出願された国際出願には適用されません。

詳細は欧州特許庁の公報、特別版No. 3/2007第140頁を参照ください。

（www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj007/08_07/special_edition_3_epc_2000_decisions.pdf）

PCT 最新情報

（1）優先権の回復の請求の受入

本件に関する基本的な情報は、PCT ニュースレター No. 04/2007 をご参照ください。

優先権の回復に関するPCT規則26の2.3及び49の3.2に基づき、受理官庁及び指定官庁によって国際事務局に提出された情報の一覧が英文及び仏文でそれぞれご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html

www.wipo.int/pct/fr/texts/restoration.html

EP : 欧州特許庁

PCT規則26の2.3(j)及び49の3.2(h)（優先権の回復）およびPCT規則49.6(f)（第22条に規定する行為を行わなかった場合の権利の回復）に対する不適合通知の取下げが2007年12月13日から発効することにより、欧州特許庁は受理官庁及び指定官庁として、優先権の回復及び権利の回復の基準は「相当な注意」を適用することを国際事務局に通知しました。更に、受理官庁及び指定官庁としての欧州特許庁に対して支払う優先権の回復及び権利の回復のための請求手数料はEUR 550であることが通知されました。

（2）その他の変更

国際手数料、調査手数料及び取扱手数料（多くの官庁）

2008年1月1日から国際出願手数料、30枚を超える用紙毎の手数料、PCT-EASY及び電子形式の出願に対する減額、調査手数料及び取扱手数料の所定の通貨に対する換算額が変更になります。PCT Newsletter（英語版）のPCT手数料表をご参照ください。

BR : ブラジル（所在地及び宛先、電話番号及びファクシミリ番号、e-mail、及び微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別規定に関する変更）

DO : ドミニカ共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）

IB : 国際事務局（手数料の換算額の変更）

2008年1月1日より、国際事務局を受理官庁として支払う送付手数料、優先権書類に関する手数料、エアメールの手数料のEUR及びUSDに対する換算額が変更になります。

MX : メキシコ（送付手数料の変更）

US : 米国（手数料の変更）

米国特許商標庁を受理官庁として USD で支払う優先権の回復請求手数料の額が変更になります。

米国特許商標庁を指定（選択）官庁として支払う国内手数料の額が 2007 年 9 月 30 日に変更されました。（記載のない手数料に変更はありません。括弧内の数字は小企業“small entity”に適用されます。）

基本国内手数料 USD 310 (155)

調査手数料

- IPEA/US によって国際予備審査報告が作成された、又は、ISA/US によって書面による見解が作成された場合であって、提出された全ての請求の範囲が PCT 第 33 条(1) から (4) の規定を満たしている場合 変更なし
- ISA として米国特許商標庁に支払う国際調査手数料 変更なし
- 米国以外の ISA が調査報告書を作成した場合であって、調査報告書が提出されている、又は、国際事務局から既に米国特許商標庁に送達されている場合 USD 410 (205)
- その他の場合 USD 510 (255)

審査手数料

- IPEA/US によって国際予備審査報告が作成された、又は、ISA/US によって書面による見解が作成された場合であって、提出された全ての請求の範囲が PCT 第 33 条(1) から (4) の規定を満たしている場合 変更なし
- その他の場合 USD 210 (105)

100 枚を超える明細書及び図面の 50 枚毎若しくはその端数について（電子媒体で提出された配列リスト又はコンピュータプログラムを除く） USD 260 (130)

- 3 つの独立形式の請求の範囲を超えた独立形式の請求の範囲毎の追加手数料 USD 210 (105)
- 独立形式又は引用形式にかかわらず、20 を超える請求の範囲毎の追加手数料 変更なし
- 出願が 1 以上の多数項引用形式の請求の範囲を含む場合、出願毎 USD 370 (185)

調査手数料（米国特許商標庁における調査手数料の換算額の変更）

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- PCT 同盟総会のドラフトリポート
2007 年 9 月 24 日から 10 月 3 日にジュネーブにおいて開催された PCT 同盟総会のドラフトリポートが英語及び仏語でご覧いただけます。
www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=13306
- PCT 用語解説
PCT ユーザに PCT の専門用語の定義を示す仏語の PCT 用語解説がご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/fr/texts/glossary.html

英語版もご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/texts/glossary.html

- スペイン語版 PCT 規則
2007 年 4 月 1 日発効した PCT 規則のスペイン語版が PDF 形式でご覧いただけます。
www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs.pdf
- PCT 国際機関会合（MIA）の文書
PCT 国際機関会合の全ての会議文書が入手可能です。
www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=128

多くの会議に関する文書をご覧いただきましたが、更に、以前には電子形式で提供されていなかった第 1 回から第 6 回までの文書が追加されました。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=1707

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=2047

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=2250

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=2449

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=2529

PCT E-mail 更新情報サービス：配信の不具合の可能性

PCT E-mail 更新情報サービスを受けている方からインターネットに PCT Newsletter が掲載されたお知らせやその他の重要なお知らせが届いていないとのご連絡をいただいています。この問題を調べたところ、それらの方の会社では配信される通知をスパムメールとして処理する e-mail フィルタを採用したことから、更新情報サービスの e-mail をもはや受信できない可能性があることが分かりました。

フィルタによってはタイトルに大文字を使っている e-mail を削除したり、図を含む html を疑うことがあります。そして、更新情報サービスの e-mail にはこれら両方の特徴が含まれています。この問題を解決する方法を探していますが、多様なフィルタが色々なスパムメールの特徴を用いており、個々のシステムがどのようにセッティングされるかを予測することは困難です。スパムメールをどのようにフィルタするかを選択可能なフィルタシステムがあります。そのようなシステムでは何がスパムメールであるのかについての判断を各ユーザに委ねることによって、e-mail を好みに適合させてユーザに合った設定とします。しかしながら、（たとえ間違いであっても）誰かが更新情報サービスの e-mail をスパムメールと特定してしまうと、その後の mail は届かないこととなります。

PCT e-mail 更新情報は pct.legal@wipo.int から送られます。このアドレスを“安全”なアドレスとして保証することで、スパムフィルタにブロックされることを防ぐことが可能です。更新情報サービスを受けている方で、PCT e-mail 更新情報の受信に関して問題が発生した場合には次のアドレスへご連絡ください。

pct.legal@wipo.int

パテントスコープの PCT Newsletter ページにある入力欄に e-mail アドレスを入力することで、無料で PCT e-mail 更新情報サービスを受けることができます。

www.wipo.int/pct/en/newslett/

パテントスコープ検索サービス

技術分野への注目：特定技術分野の最近の進歩に関する分析

最近公開された PCT 国際特許出願に対する事前に決められた検索式による結果及び技術報告に基づいて、特定技術分野の進歩を一望できます。技術分野は公共利益、又は公共政策の重要分野との関係に基づき選択されています。

検索用語は国際特許分類（技術分野に関する特許文献を分類する国際標準）に主に基づいています。各技術分野の検索のために、関係するキーワードを入力することによって絞込みを

行うことができます。

パテントスコープ検索サービスの機能を用いるこのサービスによって、特定技術分野に関して、次のことが可能になります。

- 国際的な特許活動の総合的な変動を知ることができます。
- 特定技術分野に従事する民間企業、公共機関、個人発明家を含む、異なった関係者を見つけることができます。
- 特許活動が行われている地域が分かります。
- 国際調査報告のような関係する書類が入手可能です。
- 所定の国の国内における特許活動を知ることができます。
- ご興味がある明確なサブクラスを用いることで更に詳細な検索が可能です。
- ご興味のある分野の新たな特許活動に関して、通常の RSS の更新を受信できます。

現在は次の分野がご利用可能又は間もなくご利用いただけます。エネルギー、繊維、伝統的医薬品。新たな分野についても追加していきます。技術の進歩に従って、分野によっては削除されることもあります。

パテントスコープのデータ製品及びサービス

公開された国際特許出願のデータの使用方法に関する改訂条件がパテントスコープでご覧いただけます。

www.wipo.int/patentscope/en/data/terms.html

実務アドバイス

国際公開後の明白な誤記の訂正の公開

Q: 2006年4月25日付けで出願した先の出願を優先権主張して、2007年4月16日に国際出願を出願しました。最近国際公開された後に、発明の明細書に誤記があることに気が付きました。そこで、直ぐに国際調査機関（ISA）に明白な誤記の訂正のための請求をしました。訂正のための請求が許可された場合には、国際出願は正しい文で再公開されるのでしょうか。また、許可されない場合でも、指定官庁や第三者が誤記に気付くように訂正のための請求自体は公開されるのでしょうか。

A: 当該国際出願は2007年4月1日以降に出願されていますので、2007年4月1日に発効した改正PCT規則91が適用されます（2007年4月1日より前に出願された国際出願については、2007年4月1日より前に適用されていたPCT規則91が適用されます*。）。

新しいPCT規則91.2に基づき、出願人は優先日から26ヶ月以内であれば明白な誤記の訂正を許可することを権限のある機関に請求することができます（国際出願の関係する部分又は国際段階の手の段階に応じて、国際調査機関以外の機関（受理官庁、国際事務局、国際予備審査機関）が訂正の許可を行う権限があります。詳細はPCT規則91.1(b)参照）。国際出願日（又はPCT規則91.1(f)に基づく他の適用日）において、関連する書類に現れるもの以外の何かが意図されていること及び提出された訂正以外何も意図されていなかったことが機関にとって明白であった場合には、当該機関は訂正を許可します（PCT規則91.1(c)）。

* 2007年4月1日より前に適用されていたPCT規則91では明白な誤りの適正のための請求をより短い期間に提出する必要があります。また、期限を計算する方法が異なっています。国際予備審査機関が訂正の許可を与える場合は別にして、権限のある機関による許可の通知が優先日から17ヶ月を経過する前に国際事務局に到達した場合に、訂正のための請求は有効となります。現在のPCT規則91では、優先日から26ヶ月以内に権限のある機関に訂正のための請求を提出することで請求は有効となります。（2007年4月1日より前に適用されていた規則の条文は次のアドレスでご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2006.pdf

明細書中の明白な誤記の訂正のための請求が国際調査機関によって許可されたならば、PCT 規則 48.2(i) に従って、国際事務局は以下を無料でできるだけ速やかに公開します。

- 公開された国際出願の表紙の更新版
- 差替え用紙（訂正された用紙（RULE 91）の印付き）
- 訂正を示す陳述 及び／又は 訂正を請求する書簡

これらの文書は、www.wipo.int/pctdb/en/ において、公開された国際出願（当該文書が関係する）の “Documents” タブの中から入手可能です。

指定（選択）官庁（必要により、受理官庁及び国際機関）はパテントスコープによる公開を通じて訂正に気付くことになります。次の場合を除いて、一般的には指定官庁は訂正された国際出願を用いて国内段階の処理を進めます。

- 当該指定官庁が関係する訂正の許可の通知を国際事務局から受け取る日の前に既に国際出願の処理又は審査を開始している場合（PCT 規則 91.3(e)）
- 当該指定官庁が権限のある機関であった場合に、訂正を許可しなかったと当該指定官庁が認めた場合（PCT 規則 91.3(f)）

訂正のための請求が国際調査機関に拒否された場合には、国際事務局に拒否の日から 2 ヶ月以内に、国際出願と共に訂正のための請求及びその拒否に関する情報を公開することを文書で要請できます。つまり、

- 訂正のための請求
- 当該機関による拒否の理由
- 出願人が提出した場合には、簡単な意見書

当該要請は同時に特別の手数料の支払いを条件としています。特別の手数料（現在のところ、50 スイスフラン に 1 頁を超える頁毎に 12 スイスフランを足した額）は PCT 出願人の手引きの附属書 B2(IB) に記載されています

（www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexb2/ax_b_ib.pdf）（PCT 規則 91.3(d) 及び 48.2(k)）。明白な誤記の訂正が国際公開の技術的準備が完了する前に拒否されたならば、出願人は国際事務局に訂正のための請求及びその拒否に関する情報を国際出願と共に公開することを要請できます。

訂正のための請求が拒否された情報が公開されたならば、出願人は明白な誤記の訂正に関する国内法令や実務に従って、指定（選択）官庁に対して回復を求めることができる場合があります。

明白な誤記の訂正のための請求に関する更なる情報は、PCT 出願人の手引きの国際段階 第 443 項から第 448 項をご参照ください（www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf）
PCT 規則 91 の新たな規定に関する詳細情報は次のアドレスでご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/faqs/april07_faq.html#2007_rectification

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2007年12月号 | No. 12/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

再掲載：PCT Newsletter の最後の印刷版

PCT Newsletter No. 11/2007 においてお知らせしたとおり、Newsletter の印刷版は2008年1月から廃止されます。今月号が最後の印刷版となります。

PCT Newsletter の電子版は無料でインターネットから入手可能です。

www.wipo.int/pct/en/newslett/

PCT e-mail 更新情報サービスを上記アドレスからお申込みいただけます。このサービスによって、各号がインターネットから入手可能になったことを、その号へのリンクを含む e-mail によってサービスを申込みされた方にお知らせします。

北欧特許機構（Nordic Patent Institute）の国際調査及び予備審査機関としての活動開始

北欧特許機構（2文字コード：XN）は2006年10月のPCT同盟総会で国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に指定されました。

北欧特許機構は受理官庁としてデンマーク特許商標庁、アイスランド特許庁、及びノルウェー特許庁に出願された国際出願のために、2008年1月1日からISA及びIPEAとして活動を開始することをWIPOに通報しました。また、PCT規則35.3に従って、北欧特許機構はデンマーク、アイスランド、ノルウェーの国民又は居住者によって出願された国際出願を管轄することになります。

なお、欧州特許庁及びスウェーデン特許登録庁が上記受理官庁に出願された国際出願に対する管轄国際調査及び予備審査機関であることに変更はありません。

北欧特許機構に支払う手数料に関する情報は、「PCT 最新情報」をご覧ください。北欧特許機構のISA及びIPEAとしての活動についての更なる情報は順次PCT Newsletterに掲載します。

欧州特許条約

ノルウェーの批准

クロアチアの加入

2007年10月5日に、ノルウェーは欧州特許条約（EPC）の批准書及び2000年11月29日の改正EPCの加入書を寄託しました。

2007年10月31日に、クロアチアはEPC及び上記改正EPCへの加入書を寄託しました。従って、ノルウェー及びクロアチアは2008年1月1日から当該条約に拘束されることとなります。

結果として、2008年1月1日以降に出願された国際出願は欧州特許としてノルウェー及びクロアチアの指定を含むこととなります。また、2008年1月1日から、ノルウェー及びクロアチアの国民及び居住者は、それぞれノルウェー又はクロアチアの特許庁、又はWIPO国際事務局に加えて、欧州特許庁（EPO）を受理官庁として国際出願を出願することが可能になります。

EPCの締約国は34になります。

EPO とクロアチアとの拡張協定の効果

クロアチアと欧州特許機構との拡張協定が 2008 年 1 月 1 日にクロアチアにおいて EPC が発効するのを受けて廃止されます。それ以後は、欧州特許出願と特許をクロアチアに拡張することはできません。しかし、拡張システムは 2008 年 1 月 1 日より前に出願された欧州及び国際出願全て、及び当該出願に付与された欧州特許全てに引き続き適用されます。

ノルウェーによる EPC の批准及びクロアチアによる EPC の加入についての詳細情報は EPO からの最新情報にそれぞれ記載されています。

www.epo.org/patents/updates/2007/20071123c.html

www.epo.org/patents/updates/2007/20071128.html

IB による第三者に対する IPER の写しの提供

PCT 規則 94.1(c) に基づく選択官庁の通報

日本国特許庁は選択官庁として、PCT 規則 94.1(c) に基づき、当該選択官庁に代わり国際予備審査報告 (IPER) の写しを第三者に提供することを国際事務局に請求しました (PCT Newsletter No. 01/2004 関係記事参照)。

PCT 最新情報

CR : コスタリカ (出願言語に関する変更)

DE : ドイツ (微生物及びその他の生物材料の寄託機関の宛名の変更)

IL : イスラエル (手数料の変更)

UA : ウクライナ (所在地及び宛名、電話番号及びファクシミリ番号、e-mail アドレス及びインターネットアドレスの変更)

調査手数料及び国際調査に係るその他の手数料 (北欧特許機構、米国特許商標庁)

国際予備審査に関する手数料 (北欧特許機構、スペイン特許商標庁)

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間計算を行うときに考慮される、2008 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

全ての土日

2008 年 1 月 1 日及び 2 日

2008 年 3 月 21 日及び 24 日

2008 年 5 月 1 日及び 12 日

2008 年 9 月 11 日

2008 年 12 月 8 日、25 日及び 26 日

これは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内官庁及びその他の国際機関の閉庁日を示すものではありません。その他の官庁の 2008 年における閉庁日は以下のアドレスでご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/filing/closingdates.htm

インターネット最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

- 国及び機関の代わりとして IPER の写しを第三者に提供することを IB に請求した国及び機関の一覧
国及び機関の代わりとして国際予備審査報告の写しを第三者に提供することを規則 94.1(c) に基づき国際事務局に請求した国及び機関の一覧が日本国特許庁を含むように

2007年11月29日に更新されました。次のアドレスから参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/access_iper.pdf

手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起

PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが、PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IBFTPR – International Bureau for Federated Trademark & Patent Register” 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

実務アドバイス

国際出願の要約の後からの提出

Q: 不注意にも要約を付け忘れて国際出願を提出しました。欠落要素及び部分に関する PCT 規則 20 の規定によって、この付け忘れた要約を補充できるのでしょうか。もし無理であるなら、要約を後から提出することによって何か問題が生じるのでしょうか。

A: 欠落した要約は 2007 年 4 月 1 日に改正された PCT 規則 20 によって補充することはできません。PCT 規則 20 は PCT 第 11 条(1)(iii)(d) 及び (e) に関する国際出願の要素（つまり、明細書の全部又は請求の範囲の全部（PCT 規則 20.3 参照）、又は国際出願の部分（つまり、明細書の一部、請求の範囲の一部、図面頁の一部又は全部（PCT 規則 20.5 参照））が誤って欠落している場合に補充できるようにしています。（引用による補充ではない場合）通常、それら要素及び部分を提出すると後の国際出願日が適用されます（詳細は PCT Newsletter No. 05/2007 の「実務アドバイス」参照）。

欠落した要約は国際出願日に影響することなく国際出願を出願後補充できる PCT 第 14 条に基づく欠陥です。要約が欠落していた場合には、受理官庁は補充の求めの日から 2 ヶ月以内に欠落した要約を提出することを PCT 第 14 条(1)(b) に従って出願人に求めます（PCT 規則 26.1 及び 26.2）。求めの写しは国際事務局（IB）及び国際調査機関（ISA）に送付されます。この求めの受領に基づき、ISA は国際調査を進めます（PCT 規則 38.1）。

PCT 第 14 条に基づく他の欠陥と同様に、要約の提出要求を満たさない場合には規定上では国際出願の取下げとなります（PCT 第 14 条(1)(b) 参照）。上述した要約の提出の求めに対する期間は請求に基づき受理官庁によって延長されることがあります。しかし、国際公開のために、十分な翻訳時間を確保するために要約は可能な限り早急に提出する必要があります。要約が中国語、仏語、独語、日本語、ロシア語又はスペイン語で記載されている場合には、IB は要約の英語の翻訳文を作成しますし、また、仏語以外の上記言語の場合には仏語の翻訳文も作成するからです。

PCT-SAFE ソフトウェアの PCT-EASY 機能を用いて国際出願を出願する場合には、ソフトウェアは黄色の光と確認メッセージで要約が欠落していることを知らせます。それにもかか

ならず、要約を記載することなく手続を進めると、PCT 規則に附属する手数料表の 3(a) に基づく減額を受けることができません。紙形式の出願と共に出願される PCT-EASY 物理媒体には願書と共に要約の電子形式の写しを記録する必要があるからです (PCT 実施細則セクション 102 の 2 参照)。この場合に後からの要約の補充は紙形式で行う必要があります。PCT-EASY 機能を使用した場合と異なり、PCT-SAFE ソフトウェアを用いて完全電子形式で出願された国際出願の場合には、後からの要約の補充は紙形式で行わなければならないませんが、適用される手数料の減額には影響がありません。国際出願に要約が含まれていない場合において、出願人に対し要約の補充をすることを求めた旨の受理官庁からの通知を ISA が受領していないときは(又は、要約は提出されているが当該要約が PCT 規則 8 を満たさないとき)、ISA が要約を作成することを PCT 規則 38.2 は規定しています。ISA によって要約が作成された場合には、国際調査報告 (ISR) には ISA によって作成された要約が添付されます (PCT 規則 44.2)。ISA が要約を作成したときには、当該要約に対する意見を出願人は ISR が郵送で発送された日から 1 ヶ月を経過するときまでに提出することができます。当該意見は ISA によって考慮される、又はされないこととなります。ISA が当該意見を考慮するならば、要約を (更に) 修正し、要約の最終的な内容を IB に通知します (PCT 規則 38.3 参照)

要約の記載の仕方についての情報は、PCT 規則 8 及び PCT 出願人の手引きの国際段階 179 項をご覧ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧